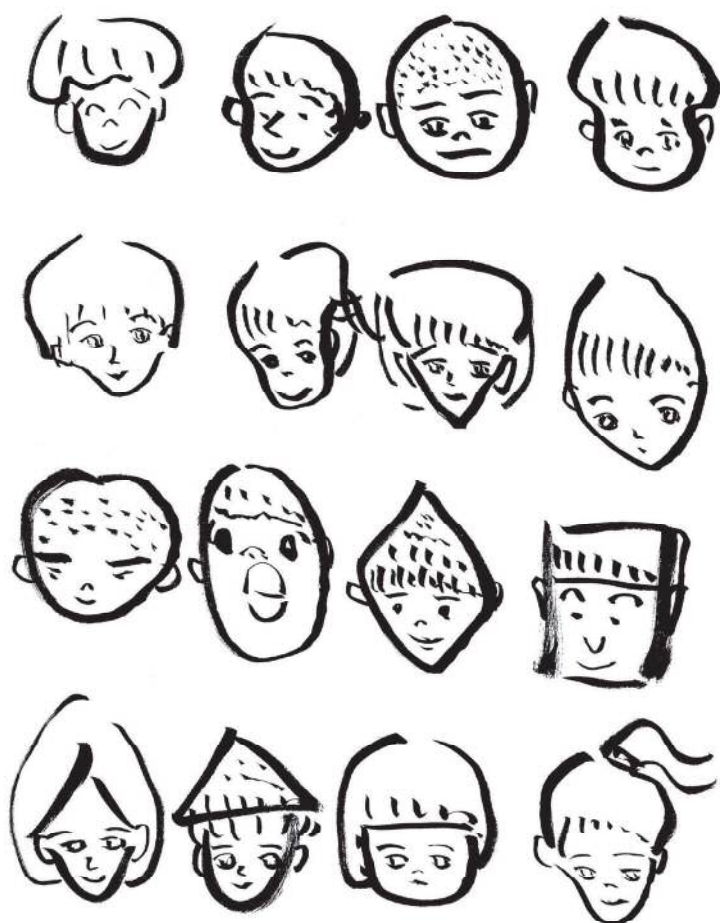


障がい保健福祉
ガイドブック
(令和8年4月)

一 関 市



相 談 窓 口

障害者総合支援法

手 帳

手 当 ・ 年 金

医 療

生 活 の 援 助

社 会 参 加

各種料金の減免

交通機関の割引

税 金

仕 事

療 育 ・ 教 育

ス ポ ー ツ ・ 趣 味

障がい者関係団体

防 災

も く じ

問合せ一覧

1

制度一覧表（障がい程度別）

2～3

相談窓口

■一関市社会福祉協議会	4
■一関年金事務所	4
■岩手県一関児童相談所	4
■岩手県一関保健所保健課	4
■岩手県一関保健福祉環境センター 管理福祉課	4
■岩手県医療的ケア児支援センター	4
■岩手県障がい者110番相談室	5
■岩手県精神保健福祉センター	5
■岩手県発達障がい者支援センターウィズ	5
■岩手県福祉総合相談センター 障がい保健福祉課（身体障がい担当）	5
■岩手県福祉総合相談センター 障がい保健福祉課（知的障がい担当）	5
■指定相談支援事業所 ・障害児相談支援事業所	6
■障害者相談員	6
■障がい者相談員（手話通訳者）	6
■ハローワーク一関	6
■ピアカウンセラー	6
■民生委員・児童委員	6

障害者総合支援法に基づく制度

7～9

手帳

■身体障害者手帳	10
■療育手帳	11
■精神障害者保健福祉手帳	11

手当・年金

■特別障害者手当	12
■障害児福祉手当	12
■特別児童扶養手当	13
■障害基礎年金	13
■障害厚生年金	14
■特別障害給付金	14
■心身障害者扶養共済制度	14

医療

■重度心身障害者医療費助成	15
■後期高齢者医療	15
■高額療養費支給制度	15
■自立支援医療（更生医療）	16
■自立支援医療（育成医療）	16
■自立支援医療（精神通院）	16
■特定疾病療養の医療費	17
■小児慢性特定疾病の医療費	17
■難病医療費助成制度	17
■指定難病要支援者証明事業	17
■特定疾患治療研究事業	18
■B型・C型ウイルス肝炎治療医療費	18
■岩手県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業	18
■遷延性意識障害者の医療費	18
■家庭訪問歯科健診・診療	19
■産科医療補償制度	19

生活の援助

■補装具費の支給	20
■難聴児補聴器購入費の助成	21
■日常生活用具費の支給	21
■小児慢性特定疾病児童の 日常生活用具費の支給	21
■重度障がい者（児）の 日常生活用具の種目一覧	22～25
■小児慢性特定疾病児童の 日常生活用具の種目一覧	26
■日中一時支援事業	27
■訪問入浴サービス事業	27
■住宅改修費の助成	27
■レスパイトサービス利用料金助成事業	28
■在宅酸素療法患者酸素濃縮器の使用助成	28
■在宅進行性筋委縮症者指導事業	28
■生活福祉資金の貸付	29
■市営住宅の単身入居と優先入居	29
■NET119からの緊急通報	29
■FAXからの緊急通報	29
■メール110番	30
■ファックス110番	30
■110番アプリシステム	30
■電話お願い手帳	30
■NTTふれあい案内（無料番号案内）	31
■ヘルプカード	31
■ヘルプマーク	31
■オストメイトマーク	31

社会参加

■地域活動支援センター	32
■移動支援事業	32
■ひとり暮らし高齢者等安心ホットライン事業	32
■手話通訳者等の派遣	33
■電話リレーサービス	33
■点字・声の広報等の発行	33
■自動車運転免許取得	34
■自動車改造費等の補助	34
■自動車運転免許取得費の助成	34
■車いすの無料貸出	34
■郵便による不在者投票	34
■駐車禁止の適用除外	35
■ひとにやさしい駐車場 利用証制度	35
■図書郵送貸出	36
■大活字図書、点字資料、 DAISY資料などの紹介	36
■いちのせき電子図書館	36
■精神障がい者 社会参加支援事業（ふれあい会）	36

各種料金の減免

■NHK放送受信料の減免	37
■郵便料金の減免	37
■郵便葉書の無償配布 （青い鳥郵便葉書）	37
■携帯電話基本使用料金などの割引	37

交通機関の割引

■JR旅客運賃・私鉄運賃の割引	38
■県内バス運賃の割引	38
■タクシー運賃の割引	39
■航空旅客運賃の割引	39
■フェリー運賃の割引	39
■有料道路通行料金の割引	40
■障がい者福祉乗車券の交付	40

税金

■所得税・市県民税の障害者控除	41
■住宅のバリアフリー改修に伴う 固定資産税の減額	41
■所得税・市県民税の医療費控除	42
■おむつ費用の医療費控除	42
■ストマ用装具費用の医療費控除	42
■在宅介護費用の医療費控除	42

■相続税の軽減	43
■贈与税の非課税財産	43
■自動車税と軽自動車税の免除	44

仕事

■いちのせき広域障がい者就業・生活支 援センター マイルートリンク	45
■ハローワーク一関	45
■雇用保険（失業給付）	45
■岩手障害者職業センター	45
■宮城障害者職業能力開発校	46
■国立職業リハビリテーションセンター	46
■労働者健康安全機構 岩手産業保健総合支援センター	46

療育・教育

■発達支援相談	47
■発達支援教室	47
■就学前の教育	47
■ことばの教室	47
■特別支援教育就学奨励費の支給	47
■就学相談	48
■特別支援学校の設置状況	49
■児童の通所サービス	50

スポーツ・趣味

■障がい者ふれあい事業	51
■なかよしクラブ事業	51
■一関市障がい者福祉まつり	51
■一関市長杯争奪 車椅子ゲートボール東北大会	51
■一関地方ふれあいスポーツ大会	52
■岩手県障がい者スポーツ大会	52

障がい者関係団体

■障がい者関係団体（市内）	53～54
■障がい者関係団体（県）	55

防災

■防災対応の手引き	56～59
-----------	-------

難病医療費助成制度指定難病一覧

60～62

障害者総合支援法対象疾病（難病関係）

63～67

問合先一覧

課等名	電話番号	FAX番号
◆一関市役所本庁	〒021-8501 一関市竹山町7-2	
福祉課	0191-21-8355	0191-21-4150
長寿社会課	0191-21-8370	0191-21-4150
市民税課	0191-21-8241	0191-21-2164
資産税課	0191-21-8257	0191-21-2164
国保年金課	0191-21-8343	0191-21-2101
◆一関保健センター	〒021-0026 一関市山目字前田13番地1	
こども家庭課	0191-21-4170	0191-21-4656
児童保育課	0191-21-2172	0191-21-4656
健康づくり課 ※一関・花泉地域担当	0191-21-2160	0191-21-4656
◆教育委員会	〒029-3105 一関市花泉町涌津字一ノ町29	(花泉支所内)
学校教育課	0191-82-2239	0191-36-1668
◆花泉支所	〒029-3105 一関市花泉町涌津字一ノ町29	
市民福祉課	0191-82-2215	0191-82-2210
地域振興課	0191-82-2909	0191-82-2210
◆大東支所	〒029-0711 一関市大東町大原字川内41-2	
市民福祉課	0191-72-4077	0191-72-2222
北部健康推進室 ※大東・東山地域担当	0191-72-4087	0191-72-2222
地域振興課	0191-72-4086	0191-72-2222
◆千厩支所	〒029-0803 一関市千厩町千厩字北方174	
市民福祉課	0191-53-3940	0191-51-1882
東部健康推進室 ※千厩・室根 川崎・藤沢地域担当	0191-53-3952	0191-51-1882
地域振興課	0191-53-3978	0191-53-2110
◆東山支所	〒029-0302 一関市東山町長坂字西本町105-1	
市民福祉課	0191-47-4530	0191-35-1655
地域振興課	0191-47-2113	0191-47-2118
◆室根支所	〒029-1201 一関市室根町折壁字八幡沖345	
市民福祉課	0191-64-3805	0191-61-2389
地域振興課	0191-64-3812	0191-64-2115
◆川崎支所	〒029-0202 一関市川崎町薄衣字諏訪前137	
市民福祉課	0191-43-2115	0191-43-2550
地域振興課	0191-43-2111	0191-43-2550
◆藤沢支所	〒029-3405 一関市藤沢町藤沢字町裏187	
市民福祉課	0191-63-5304	0191-63-3043
地域振興課	0191-63-2111	0191-63-5133

制度一覧表（障がい程度別）

○：ほぼ該当

△：一部該当（年齢、所得等の制限があります。詳細は該当ページをご覧ください。）

障がいの種類 制度（ページ）		身体障害者手帳																				療育手帳		精神手帳			難病				
		視覚 (視力・視野)						聴覚				平衡機能		音声言語		肢体不自由 (上肢・下肢・体幹)						内部 (心・腎・呼・膀直・小・免・肝)				A		B	1	2	3
		1	2	3	4	5	6	2	3	4	6	3	5	3	4	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4						
各種減免	NHK放送受信料の減免	37	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	郵便料金の減免	37	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△																			
交通機関の割引	JR旅客運賃・私鉄運賃の割引	38	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△
	県内バス運賃の割引	38	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△
	タクシー運賃の割引	39	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△
	航空旅客運賃の割引	39	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△
	フェリー運賃の割引	39	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△
	有料道路通行料金の割引	40	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				
	障がい者福祉乗車券の交付	40	△	△					△								△	△					△	△			△	△			
税金	所得税・市県民税の障害者控除	41	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	自動車税(軽)の種別割と環境性能割の免除	44	△	△	△	△				△	△			△	△			△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		

相 談 窓 口

概

窓 口	対 象 ・ 内 容	電 話 番 号 等																														
一関市社会福祉協議会	<p>地域福祉活動の拠点として、各種援護、相談事業を行っています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>支部</th> <th>一関</th> <th>花泉</th> <th>大東</th> <th>千厩</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>TEL</td> <td>23-6020</td> <td>82-4002</td> <td>71-1177</td> <td>53-2885</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>23-6024</td> <td>82-4002</td> <td>71-1181</td> <td>53-2881</td> </tr> <tr> <th>支部</th> <th>東山</th> <th>室根</th> <th>川崎</th> <th>藤沢</th> </tr> <tr> <td>TEL</td> <td>47-3238</td> <td>64-3983</td> <td>43-4323</td> <td>63-5122</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>47-3236</td> <td>64-3984</td> <td>34-4040</td> <td>48-3047</td> </tr> </tbody> </table>	支部	一関	花泉	大東	千厩	TEL	23-6020	82-4002	71-1177	53-2885	FAX	23-6024	82-4002	71-1181	53-2881	支部	東山	室根	川崎	藤沢	TEL	47-3238	64-3983	43-4323	63-5122	FAX	47-3236	64-3984	34-4040	48-3047	<p>〒021-0877 一関市城内1-36 一関市総合福祉センター内 TEL23-6020 FAX23-6024</p>
支部	一関	花泉	大東	千厩																												
TEL	23-6020	82-4002	71-1177	53-2885																												
FAX	23-6024	82-4002	71-1181	53-2881																												
支部	東山	室根	川崎	藤沢																												
TEL	47-3238	64-3983	43-4323	63-5122																												
FAX	47-3236	64-3984	34-4040	48-3047																												
一関年金事務所	障害厚生年金や障害基礎年金等の手続きや相談に応じています。	<p>〒021-8502 一関市五代町8-23 TEL23-4246 FAX31-1229</p>																														
岩手県一関児童相談所	児童に関する相談に応じ、児童の健全な育成について、指導や援助を行っています。	<p>〒021-0027 一関市竹山町5-28 TEL21-0560 FAX21-0561</p>																														
岩手県一関保健所保健課	<p>保健師等が精神保健福祉及び難病に関する相談に応じています。</p> <p>○精神保健福祉 TEL34-4689 ○難病 TEL34-4690</p>	<p>〒021-8503 一関市竹山町7-5 一関地区合同庁舎1階 TEL26-1415 FAX26-3565</p>																														
岩手県一関保健福祉環境センター管理福祉課	一関市、平泉町のろうあ者・盲ろう者からの相談に応じ、支援を行っています（ろうあ者・盲ろう者相談員を配置）。	<p>〒021-8503 一関市竹山町7-5 一関地区合同庁舎1階 TEL34-4687 FAX26-3565</p>																														
岩手県医療的ケア児支援センター	<p>医療的ケア児者及びその家族からの相談に応じています。</p> <p>在宅移行・保育・教育・福祉など、何でもお気軽にご相談ください。オンラインでの相談も受け付けております。</p> <p>【電話受付時間】平日 9時30分～16時</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>公式LINE</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>相談お問合せフォーム</p>  </div> </div>	<p>〒028-3623 紫波郡矢巾町煙山24-1 みちのく療育園メディカルセンター内 TEL019-611-0610（直通） E-mail shien@icare-iwate.jp</p>																														

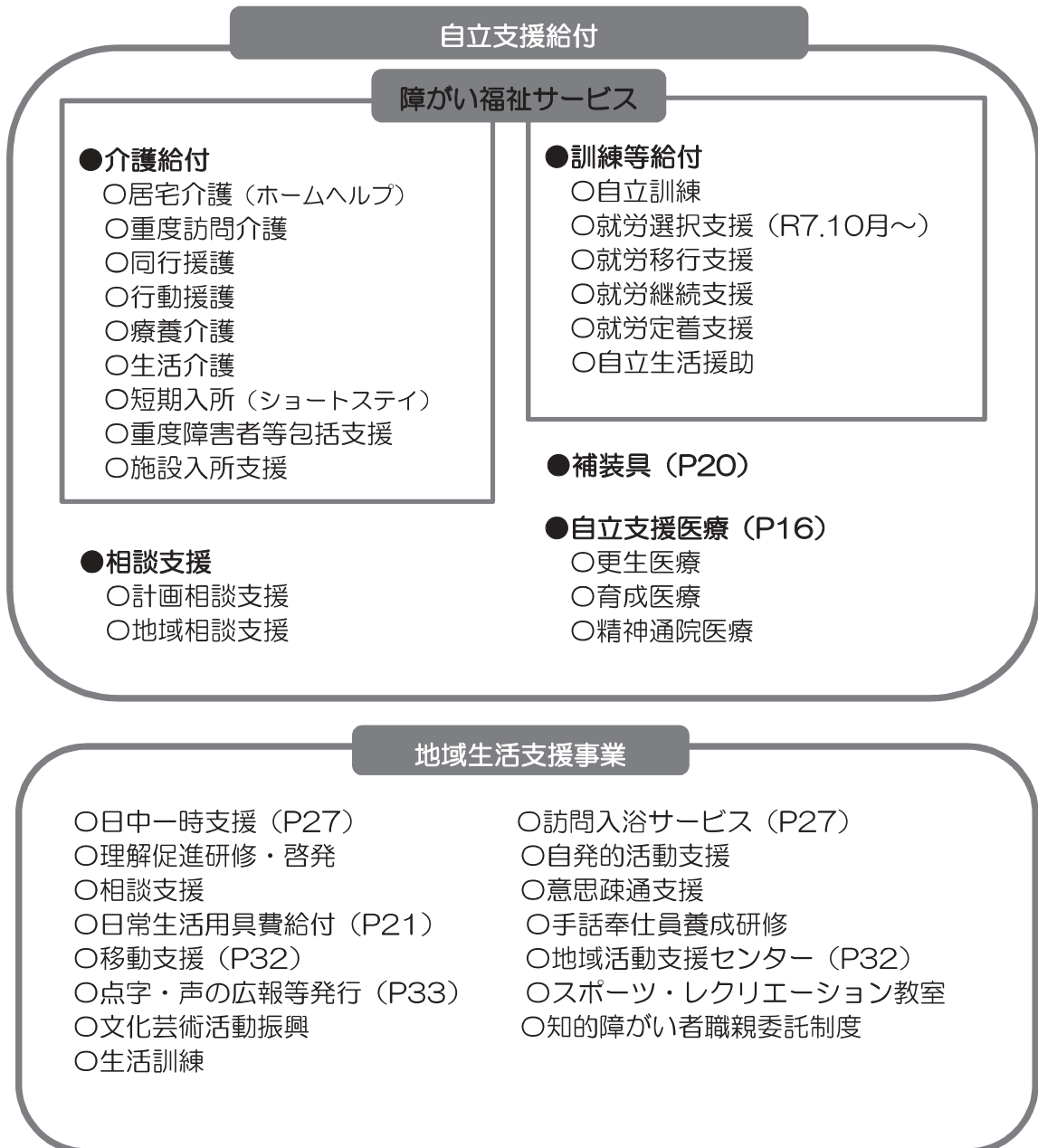


窓 口	対 象 ・ 内 容	電話番号等
岩手県障がい者110番相談室	<p>①障がいがある方の生活全般にわたる相談に応じています。</p> <p>【電話相談】 月火水金曜日と第3土曜日（ただし第3金曜日は除く）の10時～15時 木曜日の15時～20時</p> <p>【面接相談】 事前の予約が必要です</p> <p>【弁護士相談】 毎月第2火曜日の10時～15時（事前の予約が必要です）</p> <p>②障がい者への虐待に関する相談に24時間365日応じています。</p> <p>【平日日中連絡先】 019-639-6533 【土日祝・平日夜間連絡先】 090-2277-3456</p>	<p>〒020-0831 盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内</p> <p>TEL019-639-6533 FAX019-637-7626 E-mail soudan110@iwashin.or.jp</p>
岩手県精神保健福祉センター	<p>精神保健福祉に関する相談、心の健康相談、思春期及びアルコール等の特定の相談に応じ、必要な指導や助言を行っています。</p> <p>こころの相談電話 【受付時間】 平日9：00～18：00 【電話番号】 019-622-6955</p>	<p>〒020-0015 盛岡市本町通3-19-1</p> <p>TEL019-629-9617 FAX019-629-9603</p>
岩手県発達障がい者支援センターウィズ	<p>発達障がいのある方（疑いのある方を含む）、その家族、関わっている方や各関係機関（幼稚園、保育園、学校、企業、施設、行政機関等）からの電話・来所相談に応じています。診断の有無や年齢は問いません。</p> <p>【受付時間】 平日 9時～17時 ※来所相談をご希望の場合は、事前に電話でお問い合わせください</p>	<p>〒028-3609 紫波郡矢巾町医大通2-1-3 岩手県立療育センター3階</p> <p>TEL019-601-3203 FAX019-601-3208</p>
岩手県福祉総合相談センター障がい保健福祉課（身体障がい担当）矢巾町駐在	<p>身体に障がいのある方の相談に応じ、医学的判定を行うとともに、必要な指導、助言及び補装具の判定を行っています。</p>	<p>〒028-3609 紫波郡矢巾町医大通2-1-3</p> <p>TEL019-698-2411 FAX019-698-2414</p>
岩手県福祉総合相談センター障がい保健福祉課（知的障がい担当）	<p>知的に障がいのある方に関する相談と支援のため、専門的・総合的な判定を行い、必要な指導や助言を行っています。</p>	<p>〒020-0015 盛岡市本町通3-19-1</p> <p>TEL019-629-9613 FAX019-629-9603</p>



窓 口	対 象 ・ 内 容	電話番号等																																				
指定相談支援事業所・ 障害児相談支援事業所	障がいのある方等からの相談に応じ、必要な情報提供、助言及び福祉サービスの利用支援等を行っています。 <table border="1" data-bbox="491 324 1388 1160"> <thead> <tr> <th>事業所</th> <th>住所</th> <th>電話番号等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一関障害者生活支援プラザ（基幹相談支援センター事業）</td> <td>〒021-0877 一関市城内1-36 一関市総合福祉センター内</td> <td>TEL31-3533 FAX31-3534</td> </tr> <tr> <td>仁愛会障がい者相談支援事業所</td> <td>〒021-0901 一関市真柴字柵木立46-18</td> <td>TEL23-7210 FAX23-0017</td> </tr> <tr> <td>地域活動支援センター一関</td> <td>〒021-0881 一関市大町3-48</td> <td>TEL26-5472 FAX26-5544</td> </tr> <tr> <td>ハンス相談支援事業所</td> <td>〒021-0031 一関市青葉二丁目6-16</td> <td>TEL31-5720 FAX31-5721</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人国立病院機構岩手病院</td> <td>〒021-0056 一関市山目字泥田山下48</td> <td>TEL25-2221 FAX25-2429</td> </tr> <tr> <td>ウィズ・ユーいちのせき</td> <td>〒021-0881 一関市大町6-41</td> <td>TEL070-3151-9933 FAX34-6551</td> </tr> <tr> <td>サポートセンターさくら</td> <td>〒029-3101 一関市花泉町花泉字阿惣沢沖131</td> <td>TEL36-1700 FAX82-5580</td> </tr> <tr> <td>室蓬館障がい者サポートセンター</td> <td>〒029-0523 一関市大東町摺沢字菅生前61-32</td> <td>TEL75-4114 FAX75-2550</td> </tr> <tr> <td>地域活動支援センターうまっこひろば</td> <td>〒029-0803 一関市千厩町千厩字町浦48-9</td> <td>TEL48-5560 FAX48-5569</td> </tr> <tr> <td>地域生活支援センターひらいずみ</td> <td>〒029-4102 平泉町平泉字樋渡50-2-1</td> <td>TEL48-3654 FAX34-7422</td> </tr> <tr> <td>相談支援事業所「たばしね」</td> <td>〒029-4208 奥州市前沢字田畠18-5</td> <td>TEL0197-56-2160 FAX0197-56-6471</td> </tr> </tbody> </table>	事業所	住所	電話番号等	一関障害者生活支援プラザ（基幹相談支援センター事業）	〒021-0877 一関市城内1-36 一関市総合福祉センター内	TEL31-3533 FAX31-3534	仁愛会障がい者相談支援事業所	〒021-0901 一関市真柴字柵木立46-18	TEL23-7210 FAX23-0017	地域活動支援センター一関	〒021-0881 一関市大町3-48	TEL26-5472 FAX26-5544	ハンス相談支援事業所	〒021-0031 一関市青葉二丁目6-16	TEL31-5720 FAX31-5721	独立行政法人国立病院機構岩手病院	〒021-0056 一関市山目字泥田山下48	TEL25-2221 FAX25-2429	ウィズ・ユーいちのせき	〒021-0881 一関市大町6-41	TEL070-3151-9933 FAX34-6551	サポートセンターさくら	〒029-3101 一関市花泉町花泉字阿惣沢沖131	TEL36-1700 FAX82-5580	室蓬館障がい者サポートセンター	〒029-0523 一関市大東町摺沢字菅生前61-32	TEL75-4114 FAX75-2550	地域活動支援センターうまっこひろば	〒029-0803 一関市千厩町千厩字町浦48-9	TEL48-5560 FAX48-5569	地域生活支援センターひらいずみ	〒029-4102 平泉町平泉字樋渡50-2-1	TEL48-3654 FAX34-7422	相談支援事業所「たばしね」	〒029-4208 奥州市前沢字田畠18-5	TEL0197-56-2160 FAX0197-56-6471	
事業所	住所	電話番号等																																				
一関障害者生活支援プラザ（基幹相談支援センター事業）	〒021-0877 一関市城内1-36 一関市総合福祉センター内	TEL31-3533 FAX31-3534																																				
仁愛会障がい者相談支援事業所	〒021-0901 一関市真柴字柵木立46-18	TEL23-7210 FAX23-0017																																				
地域活動支援センター一関	〒021-0881 一関市大町3-48	TEL26-5472 FAX26-5544																																				
ハンス相談支援事業所	〒021-0031 一関市青葉二丁目6-16	TEL31-5720 FAX31-5721																																				
独立行政法人国立病院機構岩手病院	〒021-0056 一関市山目字泥田山下48	TEL25-2221 FAX25-2429																																				
ウィズ・ユーいちのせき	〒021-0881 一関市大町6-41	TEL070-3151-9933 FAX34-6551																																				
サポートセンターさくら	〒029-3101 一関市花泉町花泉字阿惣沢沖131	TEL36-1700 FAX82-5580																																				
室蓬館障がい者サポートセンター	〒029-0523 一関市大東町摺沢字菅生前61-32	TEL75-4114 FAX75-2550																																				
地域活動支援センターうまっこひろば	〒029-0803 一関市千厩町千厩字町浦48-9	TEL48-5560 FAX48-5569																																				
地域生活支援センターひらいずみ	〒029-4102 平泉町平泉字樋渡50-2-1	TEL48-3654 FAX34-7422																																				
相談支援事業所「たばしね」	〒029-4208 奥州市前沢字田畠18-5	TEL0197-56-2160 FAX0197-56-6471																																				
障害者相談員	身体障がい者福祉、知的障がい者福祉に関する相談に応じ、助言を行うことを職務とし、一関市長が委嘱しています。 （令和8年3月1日現在） 身体障害者相談員 9名 知的障害者相談員 3名 詳しくは右記までお問合せください。	福祉課 [問合せ先一覧P1]																																				
障がい者相談員（手話通訳者）	手話通訳が必要な方のために手話通訳者を設置しています。	福祉課 [問合せ先一覧P1]																																				
ハローワーク一関	障がいのある人の雇用対策を総合的に行っています。	〒021-0026 一関市山目字前田13-3 TEL23-4135 FAX26-3418																																				
ピアカウンセラー	ピアカウンセラー（障がいを持つ相談員）を配置し、障がいをお持ちの方と同じ立場での助言や援助を行っています。 <table border="1" data-bbox="491 1742 1145 1921"> <thead> <tr> <th>曜日</th> <th>障がい種別</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月曜日・水曜日</td> <td>聴覚障がい</td> <td rowspan="2">10:00 ～ 15:00</td> </tr> <tr> <td>火曜日・金曜日</td> <td>肢体障がい</td> </tr> <tr> <td>木曜日</td> <td>視覚障がい</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	曜日	障がい種別	時間	月曜日・水曜日	聴覚障がい	10:00 ～ 15:00	火曜日・金曜日	肢体障がい	木曜日	視覚障がい		〒021-0877 一関市城内1-36 一関市総合福祉センター内 一関障害者生活支援プラザ TEL31-3533 FAX31-3534																									
曜日	障がい種別	時間																																				
月曜日・水曜日	聴覚障がい	10:00 ～ 15:00																																				
火曜日・金曜日	肢体障がい																																					
木曜日	視覚障がい																																					
民生委員・児童委員	民生委員・児童委員は地域住民の生活上の相談に応じ、助言や援助を行うことを職務とし、厚生労働大臣から委嘱されています。 各行政区の民生委員・児童委員に直接ご相談ください。	長寿社会課 [問合せ先一覧P1]																																				

障害者総合支援法に基づく制度



（1）対象者

- ①身体障害者手帳をお持ちの方
- ②療育手帳をお持ちの方
- ③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方または精神障がいがあると診断されている方
- ④難病等に該当する方

(2) 障がい福祉サービス等の概要

介護保険サービスに相当する障がい福祉サービスがあるものは、原則介護保険サービスによる給付が優先になります。

種類	サービスの名称	身体	知的	精神	難病	サービスの内容
介護給付	居宅介護	○	○	○	○	ご自宅で生活されている方へ、次の支援を行います。 【身体介護】入浴、排せつ、食事等の介護 【家事援助】調理、洗濯、掃除、生活必需品の買い物等の家事 【通院等介助】通院、官公署等への移動の介助 【その他】車両への乗車および降車の介助や生活全般の援助
	重度訪問介護	○	○	○	○	常時介護を必要とする重度の肢体不自由、重度の知的障がい、精神障がいの方に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、移動支援等を総合的に行います。
	同行援護	○				視覚障がいにより移動が困難な方に、移動の援護を行います。
	行動援護		○	○		知的障がいまたは精神障がいにより、行動が著しく困難な障害のある方に必要な援護や移動介護を行います。
	療養介護	○	△	△	△	医療と常時介護が必要な方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理及び看護等を行います（人工呼吸器の呼吸管理で区分6、筋ジストロフィー患者及び重症心身障害者で区分5以上）。
	生活介護	○	○	△	△	昼間、施設で入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	短期入所	○	○	○	○	自宅で障がいのある方を介護する人が病気等の場合、短期間、施設において、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
	重度障害者等包括支援	○	○	○	○	重度の肢体不自由で常時介護が必要な方に、居宅介護等のサービスを包括的に行います。
	施設入所支援	○	○	○	○	夜間、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練(機能訓練)	○				地域で生活を営むのに一定の支援が必要な障がい者に、身体機能の向上に必要な支援を行います。
	自立訓練(生活訓練)	○	○	○	○	地域で生活を営むのに一定の支援が必要な障がい者に、生活能力の向上に必要な支援を行います。
	宿泊型自立訓練	○	○	○	○	自立訓練（生活訓練）の対象者要件を満たす方で、一般就労や日中活動系サービスを利用している方に対して、宿泊するための居室等を提供し、日常生活能力を向上させるための訓練や支援を行います。
	就労選択支援	○	○	○	○	就労又は就労の継続を希望する障がい者に、短期間の生産活動等の機会の提供を通じ、就労に関する適性や知識及び能力の評価等の整理を行い、当該評価及び整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整を行います。
	就労移行支援	○	○	○	○	一般就労を希望する方に、一定期間就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型）	○	○	○	○	一般就労が困難な方を雇用して就労の機会を提供し、必要な知識の習得や訓練を行います。（雇用契約あり）
	就労継続支援（B型）	○	○	○	○	一般就労が困難な方に、就労や生産活動の機会を提供し、就労に必要な訓練を行います。（雇用契約なし）
	就労定着支援	○	○	○	○	一般就労した方に、一定期間就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
	自立生活援助	○	○	○	○	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
	共同生活援助	○	○	○	○	共同生活を行う住居で相談、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の援助を行います。
相談支援	地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院などから地域生活に移行するにあたり、住居の確保など地域生活に必要な相談等の支援を行います。				
	地域定着支援	居宅で一人暮らしをする方などに対し、常時の連絡体制の確保や、緊急時の相談・支援などを行います。				
	計画相談支援	福祉サービスを利用する際に、サービス等利用計画についての相談・作成を行い、決定利用後のモニタリング（利用状況の検証）を行います。				

(3) 障がい福祉サービス利用までの流れ

1	相談・申請	市町村または相談支援事業所の相談支援専門員などに相談します。サービスが必要な場合は、福祉課または各支所市民福祉課の窓口申請書を提出します。
2	障害支援区分の認定	調査員が、申請者や家族等と面接し、現在の生活や障がいの状況、心身状況などについて調査を行います。また、障がい支援区分（支援の必要度を表す6段階の区分）が必要となるサービスについては、調査後、市町村審査会での総合的な判定を踏まえて、市町村が障がい支援区分を認定します。
3	サービス等利用計画案の作成	相談支援専門員と面接し、「サービス等利用計画案」を作成します。相談支援専門員が「サービス等利用計画案」を市に提出します。
4	支給決定	市町村は、提出された計画案や勘案すべき事項を踏まえ、支給決定し、「障害福祉サービス受給者証」を交付します。
5	サービス担当者会議	相談支援専門員は、支給決定された後にサービス担当者会議を開催します。
6	サービス等利用計画の作成	相談支援専門員は、サービス事業所などとの連絡調整を行い、実際に利用する「サービス等利用計画」を作成します。
7	サービス利用の開始	「障害福祉サービス受給者証」をサービス事業者に提示し、契約を結びます。サービス利用が開始されます。

(4) 利用者負担額

障がい福祉サービスを利用した場合、サービス費用の1割が利用者負担となります。また、利用者本人の属する世帯の収入等に応じて、下表のとおり負担上限月額が設定されています。ひと月に利用するサービス量に関わらず、負担上限月額以上の負担は生じません。

世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護受給世帯	0円
市民税非課税世帯	0円
課税世帯で、本人及び配偶者の市民税所得割額が16万円未満 (施設入所支援(20歳以上)、共同生活援助の利用者を除く。)	9,300円
障がい児の課税世帯で、世帯の市民税所得割額が28万円未満	4,600円
障がい児の課税世帯で、20歳未満の施設入所利用者	9,300円
上記以外の市民税課税世帯	37,200円

※20歳以上の施設入所者・共同生活援助の利用者は、市民税課税世帯の場合、負担上限月額は37,200円です。

問い合わせ先 … 福祉課または各支所市民福祉課 [問合先一覧P1]

手帳

◆身体障害者手帳

身体に障がいのある方が各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳です。手帳の等級には1～6級（別表参照）があり、障がいの種類及び程度が該当する場合に交付されます。

種別		等級		重度		中度		軽度	
種別	等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	種別	等級
視覚障害	視力障害	○	○	○	○	○	○	○	○
	視野障害		○	○	○	○			
聴覚・平衡機能障害	聴覚障害		○	○	○				○
	平衡機能障害			○		○			
音声・言語・そしゃく機能障害				○	○				
肢体不自由	上肢機能障害	○	○	○	○	○	○	○	○
	下肢機能障害	○	○	○	○	○	○	○	○
	体幹機能障害	○	○	○			○		
	脳原性運動機能障害	○	○	○	○	○	○	○	○
内部機能障害	心臓機能障害	○		○	○				
	じん臓機能障害	○		○	○				
	呼吸器機能障害	○		○	○				
	ぼうこう・直腸機能障害	○		○	○				
	小腸機能障害	○		○	○				
	免疫機能障害	○	○	○	○				
	肝臓機能障害	○	○	○	○				

これから手帳を申請される方

申請に必要なもの

- ①身体障害者診断書・意見書
（身体障害者福祉法第15条の指定を受けた医師が記入したもの）
- ②本人の顔写真1枚（たて4センチ、よこ3センチ、無帽）
- ③マイナンバーがわかるもの

すでに手帳をお持ちの方

次の場合、届け出が必要です。

- ①障がい程度の変更（身体障害者診断書・意見書、本人の顔写真1枚）
- ②手帳の紛失・破損等による再交付（本人の顔写真1枚）
- ③住所・氏名の変更（お持ちの身体障害者手帳）
- ④死亡された時（手帳の返還が必要です）

問い合わせ先 … 福祉課または各支所市民福祉課 [問合先一覧P1]

◆療育手帳

知的障がいのある方の状況や相談記録を記載した手帳で、各種サービスが受けやすくなります。

知的障がいの程度により、A（重度）とB（中・軽度）に区分されています。

これから手帳を申請される方

下記判定機関（要予約）にて判定を受けた後に、本人の顔写真1枚（たて4センチ、よこ3センチ、無帽）、マイナンバーがわかるものを持参し、福祉課または各支所市民福祉課に申請してください。

判定機関	18歳未満の方	一関児童相談所 一関市竹山町5-28 TEL：21-0560 FAX：21-0561
	18歳以上の方	岩手県福祉総合相談センター 盛岡市本町通3-19-1 TEL：019-629-9613 FAX：019-629-9603

すでに手帳をお持ちの方

次の場合、届け出が必要です。

- ①手帳の紛失・破損等による再交付（本人の顔写真1枚）
- ②住所・氏名・保護者の変更（お持ちの療育手帳）
- ③死亡された時（手帳の返還が必要です）

問い合わせ先 … 福祉課または各支所市民福祉課 [問合先一覧P1]

◆精神障害者保健福祉手帳

精神障がいがある程度にあることを証明するもので、各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳です。

障がいの程度により1～3級まで区分されています。

これから手帳を申請される方

申請に必要なもの

- ①精神障害者保健福祉手帳用診断書もしくは精神障がいを事由とする障害年金証書
- ②本人の顔写真1枚（たて4センチ、よこ3センチ、無帽）
※写真添付を希望される場合
- ③マイナンバーがわかるもの

すでに手帳をお持ちの方

次の場合、届け出が必要です。

- ①手帳の紛失・破損等による再交付（写真添付の場合、本人の顔写真1枚）
- ②住所・氏名の変更
- ③死亡された時（手帳の返還が必要です）

問い合わせ先 … 福祉課、各支所市民福祉課または東部・北部健康推進室
[問合先一覧P1]

手 当 ・ 年 金

◆特別障害者手当

対 象	身体または精神に著しく重度の障がいをもつため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の方に支給されます。
支給制限	次のいずれかに該当する方は受けられません。 ①施設に入所している方 （障害者支援施設、特別養護老人ホーム等） ②病院、診療所、老人保健施設に3か月を超えて入院している方 ③本人、配偶者、扶養義務者の所得が所得制限額を超えている方
手 当 額	月額 30,450円（令和8年4月現在）
支給方法	5・8・11・2月の年4回、振込月の前月分まで（3か月分）をまとめて、本人名義の銀行口座に振り込みます。
手 続 き	次の①～⑤をお持ちください。 ①所定の診断書 ②本人名義の銀行口座がわかるもの ③マイナンバーのわかるもの ④身体障害者手帳・療育手帳など（お持ちの方のみ） ⑤年金額がわかるもの（年金受給している方のみ）

問い合わせ先 … 福祉課または各支所市民福祉課 [問合先一覧P1]

◆障害児福祉手当

対 象	身体または精神に重度の障がいをもつため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の方
支給制限	次のいずれかに該当する方は受けられません。 ①施設に入所している方 ②障がいによる支給事由とする公的年金を受けている方 ③本人、配偶者、扶養義務者の所得が所得制限額を超えている方
手 当 額	月額 16,560円（令和8年4月現在）
支給方法	5・8・11・2月の年4回、振込月の前月分まで（3か月分）をまとめて、本人名義の銀行口座に振り込みます。
手 続 き	次の①～④をお持ちください。 ①所定の診断書 ②本人名義の銀行口座がわかるもの ③マイナンバーのわかるもの ④身体障害者手帳・療育手帳など（お持ちの方のみ）

問い合わせ先 … 福祉課または各支所市民福祉課 [問合先一覧P1]

◆特別児童扶養手当

対 象	精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を養育している父・母または養育者
支給制限	次のいずれかに該当する方は受けられません。 ①児童が児童福祉施設等に入所しているとき。 ②児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けているとき。 ③前年の所得が基準額を超えているとき。
手 当 額	手当1級 月額 58,450円（令和8年4月現在） 手当2級 月額 38,930円（令和8年4月現在）
支給方法	4・8・11月の年3回、振込月の前月分（11月は当月分）までをまとめて、申請人名義の銀行口座に振り込みます。
手 続 き	次の①～④をお持ちください。 ①特別児童扶養手当認定診断書（身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの場合、診断書を省略できる場合があります。） ②申請人名義の銀行口座がわかるもの ③同居している家族のマイナンバーがわかるもの ④申請者および児童の戸籍謄（抄）本

問い合わせ先 … 児童保育課または各支所市民福祉課 [問合先一覧P1]

◆障害基礎年金

対 象	国民年金の被保険者で、初診日から1年6か月（※1）を経過した日に一定の障がいの状態にある次のいずれかに該当する方 ①20歳前に初診日のある方 初診日が20歳前で、国民年金法の1級または2級（※2）の障がいに該当するとき。 ②20歳以後に初診日のある方 65歳までに、国民年金法の1級または2級（※2）の障がいに該当し、かつ一定の保険料納付要件を満たしているとき。 ※1 特例として、人工透析療開始の場合は開始後3か月 その他、傷病等で症状が固定したと認められる場合はその日 ※2 障害者手帳の等級とは異なります。
支給方法	偶数月の年6回、本人の金融機関口座へ振り込みます。
年 金 額	1級障害基礎年金 1,059,125円（令和8年4月現在） 2級障害基礎年金 847,300円（令和8年4月現在） （詳 細） ・初診日が20歳前であった方の障害基礎年金は、受給者本人の所得が別に定める基準額を超えている場合には、半額または全額が支給停止されます。 ・18歳未満（障がいのあるときは20歳未満）の子がいるときは、2人目までは243,800円、3人目からは81,300円が加算されます。

問い合わせ先 … 国保年金課または各支所市民福祉課 [問合先一覧P1]

◆障害厚生年金

対 象	次の条件のすべてに該当している方。 ①厚生年金保険の被保険者である間に、障がいの原因となった病気やけがの初診日があること。 ②障がいの原因となる病気やけがの障がいの程度が、障害認定日に障害等級表の1～3級までのいずれかの状態になっていること。 ※障害認定日に障がいの状態が軽くても、その後重くなったときは障害厚生年金を受けることができます。 ③保険料の納付要件を満たしていること。
年 金 額	被保険者期間、平均標準報酬月額、障がいの程度により金額が異なります。

問い合わせ先 … 日本年金機構一関年金事務所 [相談窓口P4]

◆特別障害給付金

対 象	国民年金に任意加入していなかった次の期間内に初診日があり、その病気やけがで現在、障害基礎年金1級または2級相当の障がいに該当する方。 ①平成3年3月以前の国民年金任意加入者であった学生 ②昭和61年3月以前の国民年金任意加入者であった厚生年金または共済年金等の加入者の配偶者。 ※ただし、65歳の前日までに当該障がいの状態に該当していることが必要です。
年 金 額	障害基礎年金1級に該当する方 月額 58,650円 障害基礎年金2級に該当する方 月額 46,920円 ※本人の所得が一定の額以上であるときや老齢基礎年金を受給されている場合には、支給が制限されます。

問い合わせ先 … 国保年金課または各支所市民福祉課 [問合先一覧P1]

◆心身障害者扶養共済制度

障がい者を扶養する保護者に万一のことがあったとき、残された障がい者の生活の安定のために終身年金を支給します。

加入要件	次のすべての要件を満たしている方 ①障がい者の保護者であること。 ②加入年度の初日(4月1日)現在65歳未満であること。 ③特別な疾病や障がいがないこと。
障がい者範囲	次のいずれかに該当する方で、将来独立自活することが困難であると認められる方 ①知的障がい者 ②身体障害者手帳1級～3級に該当する方 ③精神または身体に永続的な障がいがあり、その程度が上記①②と同程度と認められる方
掛 金	月額(1口) 9,300円～23,300円 障がい者1人につき2口まで加入できます。
年 金 額	月額20,000円(加入1口あたり)

問い合わせ先 … 福祉課または各支所市民福祉課 [問合先一覧P1]

医 療

◆重度心身障がい者医療費助成

医療機関（病院、薬局など）でかかった医療費のうち、保険診療の自己負担分の全額または一部を助成します。なお、所得制限により助成を受けられない場合もあります。

対 象	次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳1級・2級の方 ②療育手帳Aの方 ③特別児童扶養手当1級の児童 ④障害基礎年金1級（特別障害給付金1級）の方 ⑤精神障害者保健福祉手帳1級の方
手 続 き	次の①～④をお持ちください ①障がいの等級がわかるもの ②預金通帳 ③マイナンバーのわかるもの ④加入している医療保険が確認できるもの （資格確認書または資格情報のお知らせ）

問い合わせ先 … 国保年金課または各支所市民福祉課 [問合せ一覧P1]

◆後期高齢者医療（65歳から74歳の人々の早期加入制度）

通常75歳以上の人々が加入する医療保険制度に、65歳から74歳の人で一定の障がい（下記参照）のある方は、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。所得に応じて、医療機関窓口での自己負担額が1割（一定以上の所得がある方は2割、現役並所得者は3割）になり、負担軽減になる場合があります。

対 象	次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳1～3級と4級の一部の方 ②療育手帳Aの方 ③精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方 ④障害基礎年金1級・2級の方
-----	---

問い合わせ先 … 国保年金課または各支所市民福祉課 [問合せ一覧P1]

◆高額療養費支給制度

入院や高額な外来治療等により医療費（保険診療分）の自己負担額が限度額を超えた場合、それぞれ加入している健康保険者に申請すると超えた分が高額療養費として支給されます。ただし、限度額適用認定証の交付を受け医療機関に提示することで、医療機関の支払いが自己負担限度額までとなります。

問い合わせ先 … 加入している保険者へご相談ください

◆自立支援医療（更生医療）

身体障がい者の障がいを軽減または除去するために必要な医療の給付制度です。

対 象	次のすべてに該当する方（一定所得以上の方を除く） ①身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方 ②指定自立支援医療機関にて発行された要否意見書により 岩手県福祉総合相談センターの判定で必要と認められた方
内 容	指定自立支援医療機関において、手術などにより障がいの程度を軽くしたり、取り除いたり、また障がいの進行を防いだりする医療にかかる医療費の一部が助成されます。
自己負担	原則として保険医療費の自己負担が1割になります。ただし、保険上の世帯の所得水準等に応じてひと月あたりの負担に上限額を設定します。

問い合わせ先 … 福祉課または各支所市民福祉課 [問合先一覧P1]

◆自立支援医療（育成医療）

身体に障がいのある児童（18歳未満）で、その障がいを軽減または除去する手術等の治療により確実に効果が期待できる方に対する医療費の助成制度です。

対 象	次のいずれかの障がいに該当する方 ①視覚障がい ②聴覚、平衡機能の障がい ③音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい ④肢体不自由 ⑤心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の機能の障がい ⑥先天性の内臓の機能の障がい（⑤に掲げるものを除く） ⑦ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がい
内 容	指定自立支援医療機関において、診療、入院、手術、その他の治療を受けたときの保険医療費の一部が助成されます。
自己負担	原則として保険医療費の自己負担が1割になります。ただし、保険上の世帯の所得水準等に応じてひと月あたりの負担に上限額を設定します。

問い合わせ先 … こども家庭課または各支所市民福祉課 [問合先一覧P1]

◆自立支援医療（精神通院）

精神障がいで通院により継続的に治療を行っている方への医療費の助成制度です。

対 象	精神疾患の治療のため、継続した通院を必要とする方
内 容	指定自立支援医療機関において、通院医療を受けたときの保険医療費の一部が助成されます。
自己負担	原則として保険医療費の負担が1割になります。ただし、保険上の世帯の所得水準等に応じてひと月あたりの負担に上限額を設定します。

問い合わせ先 … 福祉課、各支所市民福祉課、東部・北部健康推進室 [問合先一覧P1]

◆特定疾病療養の医療費

長期にわたり高額な治療を必要とする疾病については、「特定疾病療養受療証」を申請により取得し、医療機関窓口にて提示することで、1か月分の医療費の自己負担分が上限1万円（高額所得者は2万円）に軽減されます。

〈該当疾病〉

- ・人工透析が必要な慢性腎不全
- ・先天性血液凝固因子障害の一部（血友病）
- ・血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症

問い合わせ先 … 加入している保険者へご相談ください

◆小児慢性特定疾病の医療費

18歳未満の方が、小児慢性特定疾病で病院にかかる時の医療費について、医療保険の自己負担分の一部を助成します。18歳以降も引き続き治療が必要と認められる場合、有効期限前に手続きを行うことで20歳に達するまで延長できます。

対 象	次のいずれかの小児慢性特定疾病に該当する方 ①悪性新生物 ②慢性腎疾患 ③慢性呼吸器疾患 ④慢性心疾患 ⑤内分泌疾患 ⑥膠原病 ⑦糖尿病 ⑧先天性代謝異常 ⑨血液疾患 ⑩免疫疾患 ⑪神経・筋疾患 ⑫慢性消化器疾患 ⑬染色体または遺伝子に変化を伴う症候群 ⑭皮膚疾患 ⑮骨系統疾患 ⑯脈管系疾患
-----	---

問い合わせ先 … 岩手県一関保健所 TEL34-4690 FAX26-3565

◆難病医療費助成制度

認定された疾病の診療を受けるとき等の医療費について、医療保険の自己負担分の一部を助成します。

対 象	次のいずれかの条件を満たす方 ①国の指定する難病（P60～62）の診断を受けており、国の定めた症状の基準を満たす方 ②国の指定する難病の診断を受けており、国の定めた症状の基準を満たしていないが、申請月以前の12カ月以内に医療費が33,330円を超える月が3カ月以上ある方
-----	---

問い合わせ先 … 岩手県一関保健所 TEL34-4690 FAX26-3565

◆指定難病要支援者証明事業（登録者証の発行）

国の指定する難病にかかっていることを証明する登録証を発行します。なお、すでに医療費助成の受給者証をお持ちの方は、受給者証での証明が可能ですので、必ずしも申請をしていただく必要はありません。

対 象	国の指定する難病の診断を受けている方
-----	--------------------

問い合わせ先 … 岩手県一関保健所 TEL34-4690 FAX26-3565

◆特定疾患治療研究事業

治療が極めて困難で、その医療費が高額となる特定疾患の医療費について、医療保険の自己負担分の全部を助成します。

対 象	次の疾患で治療を要する方
	1 スモン 2 難治性肝炎のうち劇症肝炎 3 重症急性膵炎 4 プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクイツェルト・ヤブ病に限る。） ※2・3の疾患については、対象要件があります。

問い合わせ先 … 岩手県一関保健所 TEL34-4690 FAX26-3565

◆B型・C型ウイルス肝炎治療医療費

B型・C型ウイルス肝炎治療の医療費について医療保険の自己負担分の一部を助成します。

対 象	岩手県内に住所があり、B型・C型ウイルス性肝炎の根治を目的とするインターフェロン治療またはB型肝炎の核酸アナログ製剤治療、C型肝炎インターフェロンフリー治療を要すると診断された方。
-----	--

問い合わせ先 … 岩手県一関保健所 TEL34-4690 FAX26-3565

◆岩手県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん及び重度肝硬変の入院関係医療費を対象として一部を助成します。

対 象	以下の全ての条件を満たす方
	<ul style="list-style-type: none"> ・肝がん・重度肝硬変と診断され入院医療若しくは通院治療を受けている方（岩手県が指定する医療機関に入院若しくは通院している場合） ・1か月間の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の対象となる医療費が高額療養費の限度額を超えた対象月数が助成月を含み過去24か月以内に2月以上ある方 ・世帯年収が概ね370万円以下の方 ・肝がん・重度肝硬変の治療の研究に協力していただける方

問い合わせ先 … 岩手県一関保健所 TEL34-4690 FAX26-3565

◆遷延性意識障害者の医療費

けがや病気のため、意識をなくして長期間入院している方へじょくそう予防費等の助成を行っています。

対 象	遷延性意識障害で3か月以上の間、県内の医療機関に入院中で、身体障害者手帳の交付を受けている県民の方。 ただし、次の①か②に該当する方は、支給対象外となります。 ①自動車事故による重度後遺障害者介護料の支給を受けている方 ②500万円を超える所得がある世帯の方
助成内容	<ul style="list-style-type: none"> ・じょくそう予防費（おむつ代） ・医療費保険給付分の自己負担相当額（食事療養費を除く） ・医療機関への事務費
手 続 き	対象となる方のご家族（保護者）の方は、医療機関に申請についてご相談ください。

問い合わせ先 … 岩手県保健福祉部健康国保課
TEL019-629-5471 FAX019-629-5474

◆家庭訪問歯科健診・診療

病気や障がいによって通院による歯科治療を受けることが困難な方のお宅に、歯科医師や歯科衛生士が訪問し、歯科健康診査や歯の治療、口腔ケアなどを行います。

対 象	要介護認定などを受けており、自宅療養中で通院が困難な方 (上記以外でも、医師または歯科医師が必要と判断した方)
利用料金	初回の歯科健康診査は無料です。 その後の訪問歯科診療は、保険診療での自己負担があります。

問い合わせ先 … 健康づくり課または東部・北部健康推進室 [問合先一覧P1]

◆産科医療補償制度

お産に関連して重度脳性まひとなり、所定の要件を満たした場合に、お子様とご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供することなどにより、産科医療の質の向上などを図ることを目的とした制度です。

内 容	補償の対象に認定された場合、一時金と分割金をあわせ総額3,000万円の補償金が支払われます。
対 象	2015年1月1日以降に出生し、次のすべての条件を満たす方 ①【2015年～2021年までに出生のお子様】 在胎週数32週以上で出生体重1,400g以上、または在胎週数28週以上で所定の要件 【2022年1月以降に出生のお子様】 在胎週数28週以上で出生体重にかかわらず対象 ②先天性や新生児期等の要因によらない脳性まひ ③身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひ ※生後6か月未満で亡くなられた場合は補償対象となりません。
申請期間	満1歳の誕生日から満5歳の誕生日まで ※ただし、極めて重症であって、医師が診断可能と判断する場合は、生後6か月から補償申請可能です。

問い合わせ先 … (公財) 日本医療機能評価機構
TEL0120-330-637

生活の援助

◆補装具費の支給

身体に障がいのある方に日常生活、作業及び労働を容易にするための補装具の購入・修理の費用の一部を支給します。

支給決定を受ける前に購入・修理をされた用具は支給対象になりませんので、必ず事前にご相談ください。

ただし、介護保険の対象の人が、介護保険の福祉用具と共通する補装具（車いす・電動車いす・歩行補助つえ・歩行器）を希望する場合、原則として介護保険による福祉用具貸与が優先します。

＜対象＞ 補装具を必要とする障がい者、障がい児、難病患者等
※難病患者等については、告示に定める疾病に限ります

＜種類＞

対象	品目
身体障がい者・身体障がい児共通	義肢、装具、姿勢保持装置、視覚障がい者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理のみ）、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ（T字状・棒状のものを除く）、重度障害者用意思伝達装置、車載用姿勢保持装置
身体障がい児のみ	起立保持具、排便補助具

＜自己負担＞

原則、費用の1割です。

自己負担額の軽減措置として、世帯の所得に応じた負担上限月額が定められています。障がい者本人または配偶者の市民税所得割額が46万円以上の場合は、公費負担の対象とはなりません。

世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護受給世帯	0円
市民税非課税世帯	0円
上記以外の市民税課税世帯	37,200円



問い合わせ先 … 福祉課または各支所市民福祉課 [問合先一覧P1]

◆難聴児補聴器購入費の助成

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度または中等度の聴覚障がいのある児童に対し、言語の獲得及びコミュニケーション能力の向上を支援するため、補聴器の購入・修理の費用の一部を助成します。

対 象	次の①②の要件をすべて満たす者 ①市内在住の18歳未満の児童 ②両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象とならない者。ただし、30デシベル未満であっても医師が装用の必要性を認めた場合は対象。
自己負担	原則、補聴器の購入または修理に要する費用の3分の1です。 ※購入費等には、基準額があります。

問い合わせ先 … 福祉課または各支所市民福祉課 [問合先一覧P1]

◆日常生活用具費の支給

身体障がいや知的障がいのある方の生活を容易にするため、日常生活用具費の一部を支給します。

支給決定を受ける前に購入された用具は、支給の対象になりません。

<対 象> 身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方、難病患者等の方

<種 目> 日常生活用具の種目一覧 (P22~P25) 参照。

<自己負担>

原則、費用の1割です。自己負担額の軽減措置として、世帯の所得に応じた負担上限月額が定められています。障がい者本人または配偶者(18歳未満の場合は同一世帯員)の市民税所得割額が46万円以上の場合は、公費負担の対象とはなりません。

世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護受給世帯	0円
市民税非課税世帯	0円
上記以外の市民税課税世帯	37,200円

問い合わせ先 … 福祉課または各支所市民福祉課 [問合先一覧P1]

◆小児慢性特定疾病児童の日常生活用具費の支給

小児慢性特定疾病の児童(小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方)に対し、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具費の一部を支給します。

<種 目> 小児慢性特定日常生活用具の種目一覧 (P26) 参照。

<自己負担> 受給者と扶養義務者全員の市民税課税状況により、費用の一部に自己負担があります。

問い合わせ先 … 福祉課または各支所市民福祉課 [問合先一覧P1]

重度障がい者（児）の日常生活用具の種目一覧

種 目	障 害 程 度	性 能 等	耐 用 年 数	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	身体障害者手帳の下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者及び原則として学齢児以上の障害児並びに障害の程度が上記と同程度の寝たきりの状態にある難病患者等	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8年
	特殊マット	身体障害者手帳の下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る）の障害者及び下肢又は体幹機能障害2級以上で3歳以上の障害児、療育手帳の交付を受けた重度、最重度の原則として3歳以上の障害者及び障害児並びに障害の程度が上記と同程度で寝たきりの状態にある難病患者等	褥瘡の防止又は失禁等による汚染もしくは損耗を防止できる機能を有するもの。	5年
	特殊尿器	身体障害者手帳の下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る）の障害者及び原則として学齢児以上の障害児並びに障害の程度が上記と同程度で自力では排尿できない難病患者等	尿が自動的に吸引されるもので、障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年
	入浴担架	身体障害者手帳の下肢又は体幹機能障害2級以上（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）の障害者及び原則として3歳以上の障害児	障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5年
	体位変換器	身体障害者手帳の下肢又は体幹機能障害2級以上（下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。）の障害者及び原則として学齢以上の障害児並びに同程度の障害があり寝たきりの状態にある難病患者等	介助者が障害者（児）の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5年
	移動用リフト	身体障害者手帳の下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者及び原則として3歳以上の障害児並びに同程度の障害のある難病患者等	介護者が障害者（児）を移動させるに当たり、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年
	訓練いす（児童のみ）	身体障害者手帳の下肢又は体幹機能障害2級以上の原則として3歳以上の障害児	原則として、付属のテーブルを付けるものとする。	5年
	訓練用ベッド（児童又は難病患者等のみ）	身体障害者手帳の下肢又は体幹機能障害2級以上の原則として学齢児以上の障害児並びに同程度の障害のある難病患者等	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	8年
	自立支援用具	入浴補助用具	身体障害者手帳の下肢又は体幹機能障害で、入浴に介助を必要とする障害者及び原則として3歳以上の障害児並びに同程度の障害があり入浴に介助を要する難病患者等	入浴時の移動、座位の保持、浴槽等への入水等を補助することができ、障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、住宅改修を伴うものを除く。
便器		身体障害者手帳の下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者及び原則として学齢児以上の障害児並びに同程度の障害があり常時介護を要する難病患者等	障害者（児）が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）ただし、住宅改修を伴うものを除く。	8年

種 目	対 象 障 害 程 度	性 能 等	耐 用 年 数	
自立支援 用具	T字状・棒状のつえ	身体障害者手帳の平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害で、つえを必要とする障害者及び原則として学齢児以上の障害児	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害の障害者（児）が容易に使用し得るもの。 主体が木材 2年 主体が軽金属 5年	
	移動・移乗支援用具	身体障害者手帳の平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害で、家庭内の移動等において介助を必要とする障害者及び原則として3歳以上の障害児並びに同程度の障害がある難病患者等	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者（児）の身体機能の状態を十分踏まえたものであって必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上り動作の補助、移乗動作の補助及び段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	頭部保護帽	身体障害者手帳の平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害の障害者及び障害児、てんかんの発作等により頻繁に転倒する療育手帳の重度又は最重度の障害者及び障害児、てんかんの発作等により頻繁に転倒する精神障害者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	3年
	特殊便器	身体障害者手帳の上肢機能障害2級以上の障害者及び訓練を行っても自らの排便後の処理が困難な療育手帳の重度又は最重度の知的障害を有する障害者及び障害児、身体障害者手帳の上肢機能障害2級以上の原則として学齢児以上の障害児並びに同程度の障害のある難病患者等	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	火災警報器	身体障害者手帳の2級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）の身体障害者及び障害児、療育手帳の重度又は最重度の知的障害を有する（単身世帯及びこれに準ずる世帯）障害者及び障害児	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	8年
	自動消火器	身体障害者手帳の2級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）の障害者及び障害児、療育手帳の重度又は最重度の知的障害を有する（単身世帯及びこれに準ずる世帯）障害者及び障害児並びに同程度の障害のある難病患者等	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	8年
	電磁調理器	身体障害者手帳の視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）及び療育手帳の重度又は最重度の18歳以上の障害者	視覚障害者及び知的障害者が容易に使用し得るもの。	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	身体障害者手帳の視覚障害2級以上の障害者及び原則として学齢児以上の障害児	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。	10年
	聴覚障害者用屋内信号装置	身体障害者手帳の聴覚障害2級以上の障害者（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、日常生活に必要と認められる世帯。）	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	10年

種 目	対 象 障 害 程 度	性 能 等	耐 用 年 数	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	身体障害者手帳の腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う障害者及び原則として学齢児以上の障害児	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	5年
	ネブライザー（吸入器）	身体障害者手帳の呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者及び原則として学齢児以上の障害児で、必要と認められる者並びに同程度の障害がある難病患者等	障害者（児）が容易に使用し得るもの。	5年
	電気式たん吸引器	身体障害者手帳の呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者及び原則として学齢児以上の障害児で、必要と認められる者並びに同程度の障害がある難病患者等	障害者（児）が容易に使用し得るもの。	5年
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者	障害者が容易に使用し得るもの。	10年
	盲人用体温計（音声式）	身体障害者手帳の視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）の障害者及び原則として学齢児以上の障害児（単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。	5年
	盲人用体重計	身体障害者手帳の視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）の障害者	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	5年
	動脈血酸素飽和濃度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な者及びこれに準ずる者並びに同程度の障害のある難病患者等	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、重度障害者（児）が容易に使用し得るもの。	5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	身体障害者手帳の音声機能もしくは言語機能障害又は肢体不自由であって発声・発語に著しい障害を有する障害者及び原則として学齢児以上の障害児	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者（児）が容易に使用し得るもの。	5年
	情報・通信支援用具	身体障害者手帳の視覚障害又は上肢機能障害2級以上の障害者及び原則として学齢児以上の障害児	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフトで、上肢機能障害者（児）又は視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。	5年
	点字ディスプレイ	身体障害者手帳の視覚障害2級以上の障害者及び原則として学齢児以上の障害児で、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの。	6年
	点字器	身体障害者手帳の視覚障害2級以上の障害者及び障害児	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。	携帯用5年 標準型7年
	点字タイプライター	身体障害者手帳の視覚障害2級以上（本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。）の障害者及び障害児	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。	5年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	身体障害者手帳の視覚障害2級以上の障害者及び原則として学齢児以上の障害児	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。	6年

種 目	対 象 障 害 程 度	性 能 等	耐用年数	
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用活字文書読上げ装置	身体障害者手帳の視覚障害2級以上の障害者及び原則として学齢児以上の障害者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。	6年
	視覚障害者用拡大読書器	身体障害者手帳の視覚障害で、本装置により文字等を読むことが可能になる障害者及び原則として学齢児以上の障害児	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの。	8年
	盲人用時計	身体障害者手帳の視覚障害2級以上の障害者	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	10年
	聴覚障害者用通信装置	身体障害者手帳の聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する障害者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる障害者及び原則として学齢児以上の障害児	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障害者（児）が容易に使用できるもの。	5年
	聴覚障害者用情報受信装置	身体障害者手帳の聴覚障害者で、本装置によりテレビの視聴が可能になる障害者及び障害児。	字幕及び手話通訳付き聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。	6年
	人工喉頭	身体障害者手帳の交付を受けた喉頭を摘出した障害者及び障害児	喉頭摘出者が容易に使用し得るもの。	笛式 4年 電動式 5年
	視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）	身体障害者手帳の視覚障害で、本装置により文字等を読むことが可能になる障害者及び原則として学齢以上の障害児	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能な点字プリンターとの連動により、点字文書の作成及び音声化ができるもの。	—
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者及び視覚障害児	月刊や週刊等で発行される雑誌を除く年間6タイトル又は24巻を限度とする。	—
排泄管理支援用具	ストマ用装具・紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具、サラシ、ガーゼ等衛生用品）	身体障害者手帳のストマ造設者、先天性疾患に起因する神経障害による高度の排泄機能障害者、要件を満たす高度の排泄機能障害者、脳原性運動機能障害により排泄の意思表示が困難で自力かつ介助による定時排泄ができない障害者	障害者（児）が容易に使用し得るもの。月額交付基準額の範囲内で、1か月に必要とするストマ用装具・紙おむつ等に相当する額の2倍（2ヶ月分）の額を日常生活用具費交付券1枚に記載し、申請1回につき3枚まで交付できる。	—
	収尿器	身体障害者手帳の高度排尿機能障害者及び障害児	尿が自動的に吸引されるもので、障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの。	—
住宅改修費	居室生活動作補助用具	身体障害者手帳の下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）3級以上の障害者及び原則として学齢児以上の障害児（ただし、特殊便器への取り替えは上肢障害2級以上）並びに同程度の障害のある難病患者等	障害者（児）の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。 ・手すりの取付 ・滑りにくい床材、移動しやすい床材への変更 ・引戸等への扉の取替 ・洋式便器への取替	—



小児慢性特定疾病児童の日常生活用具の種目一覧

種 目	対 象 障 害 程 度	性 能
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童が容易に使用し得るもの（手すりを付けることができる）。
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの。
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ及び歩行器等であること。 （１）小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 （２）転倒予防、立ち上り動作の補助、移乗動作の補助及び段差解消等の用具となるもの。
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持及び浴槽等への入水を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介護者が容易に使用し得るもの。
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、小児慢性特定疾病児童又は介護者が容易に使用し得るもの。
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
車いす（電動以外）	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたもので、必要な強度と安定性を有するもの。
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
電器式たん吸引器	呼吸機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
クールベスト	体温調整が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠け、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
バルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介護者等が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具（蓄便袋）	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具（蓄尿袋）	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。

◆日中一時支援事業

障がいのある方の日中活動の場を確保し、家族の就労支援や介護者が一時的な休息がとれるように支援します。

- ＜対 象＞ 日中の支援者がいないため、一時的に見守り等の支援を必要とする障がいのある方
- ＜費 用＞ 利用者の自己負担額は世帯の所得に応じて負担上限月額が定められています。

世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護受給世帯・市民税非課税世帯		0円
市民税課税世帯	障がい児：所得割が28万円未満	5%
	障がい者：所得割が16万円未満	
上記に該当しない世帯		10%

問い合わせ先 … 福祉課または各支所市民福祉課 [問合せ一覧P1]

◆訪問入浴サービス事業

家庭で入浴することが困難な身体に障がいがある方に対して訪問入浴車を定期的に派遣し、入浴サービスを行います。

- ＜対 象＞ 原則として、この事業を利用しなければ入浴が困難な身体障害者手帳を交付されている在宅の方
- ＜費 用＞ 利用者の自己負担額は世帯の所得に応じて月額負担額が定められています。（日中一時支援事業と同様）

問い合わせ先 … 福祉課または各支所市民福祉課 [問合せ一覧P1]

◆住宅改修費の助成

身体障害者手帳を交付されている方が在宅生活に必要な住宅改修を行う場合、その費用の一部を助成します。支給決定を受ける前に工事を行うと支給の対象になりません。ただし、介護保険対象者については介護保険制度が優先します。

- ＜対 象＞ 下肢または体幹機能障害による身体障害者手帳1級から3級の方並びに同程度の障害のある難病患者の方
- ＜改良内容＞ 手すりの取り付け、段差の解消、すべりの防止、移動しやすくなるための床又は玄関から道路までの通路部分の改修、引き戸への扉の取り替え、洋式便器への便器の取り替え等。
- ＜助成額＞ 上限20万円
- ＜自己負担＞ 利用者の自己負担額は原則改修費の1割です。自己負担額の軽減措置として、世帯の所得に応じた負担上限月額が定められています。障がい者本人または配偶者（18歳未満の場合は同一世帯員）の市民税所得割額が46万円以上の場合は、公費負担の対象とはなりません。

世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護受給世帯	0円
市民税非課税世帯	0円
上記以外の市民税課税世帯	37,200円

問い合わせ先 … 福祉課または各支所市民福祉課 [問合せ一覧P1]

◆レスパイトサービス（一時介護事業）利用料金助成事業

在宅の重度心身障がい者（児）等が一時介護事業を利用した際に使用できる助成券を交付します。

対 象	療育手帳Aの方
内 容	1か月あたり2,000円分の券の綴りを申請月の分から交付します。（最大で年24,000円分）
実施施設	特定非営利活動法人 レスパイトハウス・ハンズ
手 続 き	療育手帳を持参し、福祉課または各支所市民福祉課で申請してください。

問い合わせ先 … 福祉課または各支所市民福祉課 [問合先一覧P1]

◆在宅酸素療法患者酸素濃縮器の使用助成

在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障がい者に対して、酸素濃縮器使用に対する電気料金の一部を助成します。

対 象	在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障がいのある方 ※ただし、次に該当する方は対象外 ①身体障害者手帳1・2級の方 ②障害基礎年金1級の方 ③特別児童扶養手当1級の方 ④療育手帳Aの方
助 成 額	月額 800円（1日当たりの吸入時間12時間以下） 月額1,900円（1日当たりの吸入時間12時間超）
手 続 き	医師の在宅酸素療法指示書など在宅酸素療法の使用時間がわかる書類と通帳を持参し、福祉課または各支所市民福祉課で申請してください。

問い合わせ先 … 福祉課または各支所市民福祉課 [問合先一覧P1]

◆在宅進行性筋萎縮症者指導事業

在宅の進行性筋萎縮症の方に障がいの程度・状態等について専門医による診査を行い、相談員等による訓練方法の助言や福祉制度の利用に関する助言などを行います。費用は無料で県内を6会場で巡回指導会が開催されます。

<対 象> 進行性筋ジストロフィー、ミオパチー、脊髄性筋萎縮症等の方
※筋萎縮性側索硬化症の方は対象外です。

問い合わせ先 … 岩手県福祉総合相談センター障がい保健福祉課
TEL019-698-2411 FAX019-698-2414

◆生活福祉資金の貸付

低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯に対し、経済的自立と安定した生活を確保するため、必要な資金の貸し付けを行っています。

資金は用途に応じて、総合支援資金、福祉資金（福祉費・緊急小口資金）、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。

貸付には要件がありますので、まずはお問い合わせください。

＜対 象＞ 他から融資を受けることが難しい、収入が少なく生活が困難な世帯、障がい者の方や65歳以上の高齢者の方が属する世帯。
対象となる障がい者の方は、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を交付されている方です。

問い合わせ先 … 一関市社会福祉協議会各支部 [相談窓口一覧P4]

◆市営住宅の単身入居と優先入居

下記要件のいずれかを満たす方は、単身での入居申込みが可能です。

ただし、お一人で自立した生活ができない場合は、同居者が必要となります。

また、申込みが重なった場合は、一般世帯より優先的に入居することができます。

＜要 件＞ ①身体障害者手帳1～4級までの方
②戦傷病者手帳第1款症以上の方
③精神障がいの方で障害者手帳1～3級までの方
④知的障がいの方で③と同程度の方

問い合わせ先 … 一関市建設部都市整備課住まい環境係 TEL21-8541

◆NET119からの緊急通報

一関市消防本部では、聴覚や言語機能に障がいのある方からの緊急通報をNET119により受け付けます。

＜対 象＞ 聴覚に障がいのある方、音声・言語・そしゃく機能に障がいのある方

＜備 考＞ 利用を希望する場合は、事前にメールアドレス、住所、氏名の登録が必要です。

問い合わせ先 … 一関市消防本部消防課 TEL25-0119 FAX25-5922

◆FAXからの緊急通報

一関市消防本部では、聴覚や言語機能に障がいのある方からの緊急通報を災害通報受信用FAXにより受け付けます。

＜対 象＞ 聴覚に障がいのある方、音声・言語・そしゃく機能に障がいのある方

＜備 考＞ 緊急通報の際は、通報者の住所、氏名、FAX番号と、火事か、救急かを必ず明記して「119」（局番なし）にFAX送信してください。

問い合わせ先 … 一関市消防本部消防課 TEL25-0119 FAX25-5922

◆メール110番

岩手県警では、聴覚や言語機能に障がいのある方が事件や事故にあったとき、携帯電話やパソコンのメールで緊急通報を受け付けます。

<対 象> 聴覚に障がいのある方、音声・言語・そしゃく機能に障がいのある方
<備 考> 緊急通報の際は、住所、氏名、年齢、連絡先等を必ず明記してください。

問い合わせ先 … 岩手県警察本部警務部県民課
TEL019-653-0110

◆ファクス110番

岩手県警では、聴覚や言語機能に障がいのある方が事件や事故にあったとき、ファクスで緊急通報を受け付けます。

<対 象> 聴覚に障がいのある方、音声・言語・そしゃく機能に障がいのある方
<備 考> 緊急通報の際は、通報者の氏名、住所、FAX番号を必ず明記してください。

問い合わせ先 … 岩手県警察本部警務部県民課
TEL019-653-0110



◆110番アプリシステム

スマートフォンなどを利用して、文字が画像で110番通報をするシステムです。チャット形式で通信指令課員が対応して、通報の内容を判断します。アプリのダウンロード後は所定の事項を入力して、事前登録を行ってください。

問い合わせ先 … 岩手県警察本部警務部県民課
TEL019-653-0110

◆電話お願い手帳

NTT東日本では、耳や言葉の不自由な方が外出先で電話連絡やお願いをするとき、要件や連絡先等をパソコン、スマートフォンまたは携帯電話を利用して近くの方に協力をお願いする電話お願い手帳「Web版／アプリ版」を提供しています。

問い合わせ先 … NTT東日本—東北 TEL 019-625-4443

◆NTTふれあい案内（無料番号案内）

対象に該当する方が事前にふれあい案内登録の申し込みを行うことで、無料でNTTの番号案内が利用できます。

- ＜対 象＞
- ①身体障害者手帳をお持ちの方で、次のいずれかに該当する方
 - ・視覚障がい1～6級
 - ・聴覚障がい2～4級、6級
 - ・肢体不自由（上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）1級・2級
 - ・音声機能、言語機能、そしゃく機能の障がい3級・4級
 - ②療育手帳をお持ちの方
 - ③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

問い合わせ先 … NTTフリーダイヤル TEL0120-104174 FAX0120-104134

◆ヘルプカード

緊急連絡先や必要な支援内容などを記載し、障がいのある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲にご自身の障がいや病気について理解や必要な支援や配慮を求めるためのカードです。岩手県が作成した3種類のカードがありますので、ご希望のものを岩手県のホームページからダウンロードしてご利用ください。



問い合わせ先 … 福祉課または各支所市民福祉課 [問合せ一覧P1]

◆ストラップ型ヘルプマークの配布

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるマークです。岩手県が作成したストラップ型ヘルプマークを福祉課障がい福祉係または各支所市民福祉課で配布しています。



問い合わせ先 … 福祉課または各支所市民福祉課 [問合せ一覧P1]

◆ストラップ型オストメイトマークの配布

オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障害のある障害者のことをいいます。このマークは、オストメイトの為の設備（オストメイト対応のトイレ）があること及びオストメイトであることを表しています。オストメイト協会が作成したオストメイトマークを福祉課障がい福祉係または各支所市民福祉課で配布しています。

問い合わせ先 … 福祉課または各支所市民福祉課 [問合せ一覧P1]

社会参加

◆地域活動支援センター

地域の実情に応じた創作的活動や生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等のサービスを提供し、障がいのある方を支援します。

障がいのある方はどなたでも利用できます。

- <施設>
- 地域活動支援センター一関
 - 一関市大町3-48 TEL26-5472 FAX26-5544
 - 工房てんとう虫
 - 一関市川崎町薄衣字諏訪前97 TEL/FAX43-4733
 - 地域活動支援センターだいとう
 - 一関市大東町大原字有南田91 TEL/FAX48-4844
 - 地域活動支援センターうまっこひろば
 - 一関市千厩町千厩字町浦48-9
TEL48-5560 FAX48-5569

◆移動支援事業

地域で自立した生活と社会参加促進のため、屋外での移動が困難な障がいのある方に外出のための支援を行います。

<対象> 外出時に移動支援が必要な全身性障がいの方、視覚障がいの方、知的障がいの方、精神障がいの方

<費用> 利用者の自己負担額は世帯の所得に応じて負担上限月額が定められています。

世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護受給世帯・市民税非課税世帯		0円
市民税課税世帯	障がい児：所得割が28万円未満	5%
	障がい者：所得割が16万円未満	10%
上記に該当しない世帯		10%

問い合わせ先 … 福祉課または各支所市民福祉課 [問合先一覧P1]

◆ひとり暮らし高齢者等安心ホットライン事業

障がい者やひとり暮らし高齢者などを対象に、急病や火災等の緊急時に、ボタンを押すだけで委託業者に通報できる端末機を貸し出します。

<対象> 身体障害者手帳1・2級や療育手帳Aの交付を受けている方、65歳以上のひとり暮らしの方、高齢者のみの世帯の方、日中独居となる方のうち避難行動要支援者名簿に掲載されている方で、突発的に生命に危険な状態が発生する持病を有する方、または緊急時に機敏な行動が取れない方。(ただし、2人以上で生活している場合は、世帯全員がこのような身体状況にある場合に限る)

<備考> 緊急連絡先が1人以上必要です。
1世帯1か月あたり250円の利用料がかかります。また、端末機を利用する際の電話使用料と電気代は利用者負担となります。

問い合わせ先 … 長寿社会課または各支所市民福祉課 [問合先一覧P1]

◆手話通訳者の派遣

聴覚機能・言語機能に障がいのある方が手話通訳を必要とするとき、手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者を派遣して、日常生活を支援します。

<対象> 聴覚機能・言語機能に障がいのある方

<利用方法> 派遣日の2週間前までに一関市福祉課に申請が必要です。

一関市手話通訳派遣等申込アカウント（LINE）からの申請も可能です。

下記の二次元バーコードから友達追加し、登録手続きを行ってください。

問い合わせ先 … 福祉課 [問合先一覧P1]



◆電話リレーサービス

聴覚や発話に困難がある方ときこえる方との会話を、通訳オペレーターが手話・文字と音声を通訳することにより、24時間365日、電話で双方向につながります。

利用する方（聴覚や発話に困難がある方）は日本財団電話リレーサービスのホームページから利用登録が必要です。

問い合わせ先 … （一財）日本財団電話リレーサービス

TEL 03-6275-0910 FAX 03-6275-0912

MAIL info@nftrs.or.jp HP <https://nftrs.or.jp/>



参

◆点字・声の広報等の発行

視覚に障がいのある方に「広報いちのせき」や地元紙の情報を点字や録音CDにしてお届けします。

<対象> 視覚障がいの方

問い合わせ先 … 一関市社会福祉協議会 [相談窓口一覧P4]

◆自動車運転免許の取得

身体に障がいがあっても自動車の操作装置の改造や補装具の装着により自動車等の運転に支障を及ぼさないと認められれば、自動車運転免許が取得できます。

問い合わせ先 … 岩手県自動車運転免許試験場
TEL019-683-1251 FAX019-683-3135

◆自動車改造費等の補助

身体障がい者用自動車の改造に係る費用の一部を補助します。必ず改造する前に申請してください。

- <対象者> 身体障害者手帳1・2級のうち、上肢、下肢または体幹機能に障がいのある方（※所得制限があります。）
- <対象経費> 【障がい者本人が運転するための場合】
本人が所有し、運転する自動車の操向装置や駆動装置等の改造費
【介護者が障がい者を乗降させるための場合】
本人または本人と同一世帯に属する介護者が所有する自動車の乗降装置等の改造費または当該装置が整備された自動車の購入費
- <補助金額> 対象経費の2分の1以内（上限10万円）

問い合わせ先 … 福祉課または各支所市民福祉課〔問合先一覧P1〕

◆自動車運転免許取得費の助成

身体障害者手帳1～4級の方が運転免許を取得する場合、免許取得費用の一部を助成します。すでに運転免許を取得した方、教習が開始している方は対象となりません。

<助成額> 免許取得費用の3分の2以内（上限10万円）

問い合わせ先 … 福祉課または各支所市民福祉課〔問合先一覧P1〕

◆車いすの無料貸出

高齢者や障がい者の生活を援助するため、外出時等に車いすを貸し出します。車いすの運搬は、使用する方に行っていただきます。

<貸出期間> 3か月以内

問い合わせ先 … 一関市社会福祉協議会各支部〔相談窓口一覧P4〕

◆郵便による不在者投票

身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている方で一定の要件に該当する方、介護保険で要介護5の方は、郵便による不在者投票ができます。

郵便による投票を行うためには、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受けておかなければなりません。手続きなどについて、詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせください。

問い合わせ先 … 一関市選挙管理委員会事務局 TEL21-2111 FAX21-2164

◆駐車禁止の適用除外

障害者手帳を交付されている方が自ら（または介護者が）運転する車は、駐車禁止対象外の許可証の交付を受けることができます。

＜手続き＞ 許可証は警察署の交通課で交付します。車検証、印鑑、運転免許証及び障害者手帳のほか、家族が運転する場合は、証明するものが必要となります。詳しい内容は警察署におたずねください。

問い合わせ先 … 一関警察署交通課 TEL21-0110

◆ひとにやさしい駐車場利用証制度

岩手県では、公共施設や商業施設などにある車いす用の駐車場の適正利用を図るため、「ひとにやさしい駐車場利用証」を発行しています。車いす用の駐車区画を利用される方は、利用者証を自動車に提示してください。

＜対 象＞

区 分		障がい等の状況	
身体 障害 者 手 帳	視覚障害	4級以上	
	聴覚障害	3級以上	
	平衡機能障害	5級以上	
	上肢不自由	2級以上	
	下肢不自由	6級以上	
	体幹不自由	5級以上	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	2級以上
		移動機能	6級以上
	心臓機能障害	4級以上	
	じん臓機能障害	4級以上	
	呼吸器機能障害	4級以上	
	ぼうこう又は直腸の機能障害	4級以上	
	小腸機能障害	4級以上	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	4級以上	
	肝臓機能障害	4級以上	
精神障害者保健福祉手帳	1級		
療育手帳	A		
難病のため特定疾患医療を受けている方			
高齢者（介護保険被保険者証）	要介護1以上		
妊産婦（母子健康手帳）	母子健康手帳取得時～出産予定日から1年未満の方		
けが等により一時的に移動に配慮が必要な方	（6か月以内に発行された歩行困難についての診断書要）		

＜申請方法＞ 必要書類： 申請書、手帳等の写し（氏名、住所、電話番号、障がいの名称や部位、等級がわかる部分）
 受付方法： 窓口、郵送、FAX
 注意事項： ご本人以外が手続きをする場合は、運転免許証など本人確認のできるものが必要です。

問い合わせ先 … 一関保健福祉環境センター TEL34-4687 FAX26-3565

◆図書郵送貸出

一関市立図書館では、市内在住で、身体障がいその他の理由で図書館に来館できない方へ郵送による図書館資料の貸し出しを行っています。

<対象> 市立図書館利用者カードの登録を行い、かつ身体障がいの程度の重い方や要介護3以上の方

<貸出数量> 1回につき、図書資料5冊以内、CDやDVDなど視聴覚資料3点以内
(貸出期間 3週間まで)

<費用> 返却に要する費用は、郵送貸出利用者の負担となります。

問い合わせ先 … 一関図書館 TEL21-2147 FAX21-2107

◆大活字図書、点字資料、DAISY資料などの紹介

小さな活字が読みにくい方のために、普通の書籍よりも大きなサイズの文字で書かれている大活字図書を、一関市内8か所の図書館で約7,500冊所蔵しています。

そのほか、点字で読むことができる本や絵本、バリアフリー日本語字幕・音声ガイドつきで鑑賞できるDVD、音声や映像で本を読むことができるDAISY資料の貸出、ご希望により取寄せも行っています。お気軽にお問合せください。

問い合わせ先 … 一関図書館 TEL21-2147 FAX21-2107



◆いちのせき電子図書館

いちのせき電子図書館は、いつでもどこでも電子書籍が読めるサービスです。一関市内在住、在勤、在学の方はどなたでも利用可能です。市内8か所の図書館で利用者登録を行ってください。

問い合わせ先 … 一関図書館 TEL21-2147 FAX21-2107

◆精神障がい者社会参加支援事業（ふれあい会）

こころの病のある人が集まり、レクリエーションや創作などさまざまな活動や交流を通じて社会参加を目指します。

問い合わせ先 … 健康づくり課または東部・北部健康推進室 [問合先一覧P1]

各種料金の減免

◆NHK放送受信料の減免

各種障害者手帳をお持ちの方がいる世帯等のNHKの受信料を減免します。

＜対象＞ 1. 全額免除（受信契約者の世帯が以下の場合）
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方がいて、世帯構成員全員が市民税非課税の世帯

2. 半額免除（以下の方が世帯主かつ受信契約者の場合）
・身体障害者手帳の交付を受けている視覚または聴覚障がいの方
・身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方
・療育手帳Aの交付を受けている方
・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方

＜申請方法＞ 手帳と印鑑を持参し、福祉課または各支所市民福祉課に申請してください。
マイナポータルを利用したWEB申請もできます。

問い合わせ先 … 福祉課または各支所市民福祉課 [問合先一覧P1]

◆郵便料金の減免

ゆうパックやゆうメールを安い運賃で利用できます。

【聴覚障がい者用ゆうパック】

指定を受けた施設と聴覚障がいの方との間でビデオテープの貸出し・返却のための発受

【点字ゆうパック】

大型の点字図書等を内容とするもの

【心身障がい者用ゆうメール】

指定を受けた図書館と身体または知的に重度の障がいのある方との間で図書の閲覧のための発受

問い合わせ先 … 一関郵便局郵便課
TEL0570-943-430 FAX21-2488

◆郵便葉書の無償配布（青い鳥郵便葉書）

身体障害者手帳1・2級または療育手帳Aの交付を受けている方に年1回、無償で郵便葉書を20枚配布します。

＜受付期間＞ 毎年4月1日から5月31日まで

問い合わせ先 … 一関郵便局郵便課
TEL0570-943-430 FAX21-2488

◆携帯電話基本使用料金などの割引

携帯電話各社で基本使用料金などの割引を行っています。各社により割引内容が異なりますので、それぞれの会社にお問い合わせください。

＜対象＞ 次のいずれかの手帳を所持している方

①身体障害者手帳

②療育手帳

③精神障害者保健福祉手帳

※その他難病患者基本料金の減額あり…各社にお問い合わせください。

問い合わせ先 … 各携帯電話会社

交通機関の割引

◆JR旅客運賃・私鉄運賃の割引

障がいのある方等がJR線を利用するとき、旅客運賃が割引になります。

＜対象＞ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（顔写真付き）をお持ちの方とその介護者
 ※療育手帳をお持ちの方はA＝1種、B＝2種と読み替えます。
 ※精神手帳をお持ちの方は1級＝1種、2・3級＝2種と読み替えます。

＜割引内容＞

対象	割引対象乗車券類	取扱区間	割引率
第1種障がい者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 但し回数乗車券はJR線区間単独の販売となります。	50%
第1種障がい者とその介護者 12歳未満の障がい者とその介護者	定期乗車券 (小児定期乗車券を除く)	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。	50%
第1種・第2種障がい者が単独でご利用になる場合	普通乗車券	片道の営業キロが100キロを超える場合 (私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます。)	50%

※JR線と私鉄線等の鉄道会社線をまたがる区間は、1枚で発売できる範囲が予め決められています。

※障がい者と介護者のご利用になる場合は、同一区間の乗車券類をお買い求めいただけます。

問い合わせ先 … JR各社、私鉄各社

◆県内バス運賃の割引

障がいのある方がバスを利用する場合、運賃の割引が受けられます。

対象	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（顔写真付き）をお持ちの方 ※第1種の身体障害者手帳またはA判定の療育手帳をお持ちの方は介護者（1人に限る）も割引になります。
割引率	《普通乗車券》 5割引、ただし10円未満の端数が生じたときは、切り上げ。 《定期乗車券》 大人定期乗車券料金の3割引。 ※一関市営バス・なの花バス等の運賃・回数券・定期券は2/3を割引
利用方法	運賃支払いの際、手帳を提示してください。

問い合わせ先 … 各バス会社

◆タクシー運賃の割引

障がいのある方がタクシーを利用する場合、運賃の割引が受けられます。

対 象	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（顔写真付き）をお持ちの方
割引率	距離に関係なく1割引 ※タクシー会社によって割引にならない場合もありますので、詳しくは各タクシー会社にお問い合わせください。
利用方法	乗車の際、手帳を提示してください。

問い合わせ先 … 各タクシー会社

◆航空旅客運賃の割引

障がいのある方が国内線の航空機を利用する場合、運賃の割引が受けられます。

対 象	12歳以上で身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（顔写真付き）をお持ちの方および介護者1名
割引内容	国内線全区間、普通大人片道運賃 ※利用日や区間、路線、航空会社により割引内容が異なりますので、詳しくは各航空会社にお問い合わせください。
利用方法	航空券購入の際、手帳を提示してください。

問い合わせ先 … 各航空会社

◆フェリー運賃の割引


障がいのある方がフェリーを利用する場合、運賃の割引が受けられます。

対 象	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（顔写真付き）をお持ちの方および介護者
割引内容	対象となる方、割引率、割引対象船室などについては、会社により異なります。詳しくは各フェリー会社にお問い合わせください。
利用方法	会社により異なります。詳しくは各フェリー会社にお問い合わせください。

問い合わせ先 … 各フェリー会社

◆有料道路通行料金の割引

障がいのある方が有料道路を通行する場合、事前に手続きをすると通行料金の割引が受けられます。

対 象	《本人運転の場合》 身体障害者手帳を交付されている方 《介護者運転の場合》 身体障害者手帳の第1種の方、療育手帳のAの方
割引内容	通常料金の半額（5割引）
有効期間	2年間（期限2ヶ月前から更新できます）
手続きに必要なもの	《ETCを利用せず割引を受ける場合（料金所にて手帳提示）》 ・身体障害者手帳または療育手帳 ・自動車検査証 《ETCを利用して割引を受ける場合》 ・身体障害者手帳または療育手帳 ・自動車検査証 ・障がい者ご本人名義のETCカード（20歳未満の方は保護者名義） ・ETC車載器セットアップ申込書・証明書等、ETC車載器の管理番号が確認できるもの
手続き先	上記手続きに必要なものを持参し、福祉課または各支所市民福祉課に申請してください。 ETC利用にて割引を受ける場合には、オンラインでの申請も可能です。手続き方法など詳しくは NEXCO東日本のホームページをご覧ください。 

問い合わせ先 … 福祉課または各支所市民福祉課 [問合せ一覧P1]

◆障がい者福祉乗車券の交付

一定の障がいのある方のタクシー・バスの乗車料金の一部を助成します。申請により月額1,000円（最大で年12,000円）分の乗車券が申請月分から交付されます。

対 象	次のいずれかに該当する方 1. 身体障害者手帳1・2級の方 2. 療育手帳Aの方 3. 重度の精神障がいの方（精神障害者保健福祉手帳1級または精神障がいを事由とする障害年金1級の方） ※ただし、自動車税または軽自動車税の減免を受ける方（受けている方）や施設入所中・入院中の方は交付対象外です。
申請方法	障がい者手帳などを持参し、福祉課または各支所市民福祉課で申請してください。

問い合わせ先 … 福祉課または各支所市民福祉課 [問合せ一覧P1]

税 金

◆所得税・市県民税の障害者控除

納税者本人またはその同一生計配偶者や扶養親族に障がいのある方がいる場合は、所得税や市県民税の障害者控除が受けられます。

申告の際は、手帳または障害者控除対象者認定書の提示が必要です。

- <対 象>
- ①身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳が交付されている方
 - ②障がい者に準ずる者として市町村長等や福祉事務所長等の認定を受けている方
 - ③ ①②に該当する扶養親族を有する方

<控 除 額>

	所得税の控除	市県民税の控除
障害者控除	27万円	26万円
特別障害者控除	40万円	30万円
同居特別障害者控除	75万円	53万円

同居特別障害者控除は、特別障害（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の方等）に該当する同一生計配偶者や扶養親族で、納税者本人または配偶者もしくは生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている方。

問い合わせ先 … 市民税課または各支所市民福祉課 [問合先一覧P1]
一関税務署 TEL23-4205 FAX23-4940

◆住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額

高齢者（65歳以上）、障がい者（介護保険の要介護・要支援を含む）が居住する住宅にバリアフリー改修工事を行ったとき、翌年度分の固定資産税の減額が受けられます。

- <対象要件>
- 以下の全ての要件を満たしていること。
- ・令和13年3月31日までに行われたバリアフリー改修工事であること。
 - ・新築後10年以上経過した住宅（貸家を除く。併用住宅などの場合、居住用床面積が全体の1/2以上であること。）のバリアフリー改修工事であること。
 - ・改修後の住宅の床面積が40㎡以上240㎡以下であること。
 - ・改修工事に要した費用について、補助金を除く自己負担額が50万円を超えていること。

<軽 減 額> 工事完了の翌年度分に限り、固定資産税額の3分の1を減額。
(住宅100㎡分までを限度とする)

<備 考> 改修後3か月以内に家屋・償却資産係まで申告書の提出が必要です。

問い合わせ先 … 資産税課または各支所市民福祉課 [問合先一覧P1]



◆所得税・市県民税の医療費控除

納税者本人または生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合、一定の金額の所得控除を受けることができ、所得税や市県民税が軽減されます。

<控除額>

医療費控除 (最高200万円)	=	前年中に支払った医療費の総額	-	保険金等で補填される金額	-	10万円と「総所得金額等の5%」のいずれか少ない方の金額
--------------------	---	----------------	---	--------------	---	------------------------------

問い合わせ先 … 市民税課または各支所市民福祉課 [問合せ一覧P1]
一関税務署 TEL23-4205 FAX23-4940

◆おむつ費用の医療費控除

寝たきり老人や傷病により寝たきりとなった方のおむつの購入費用は、医師が発行した「おむつ使用証明書」がある場合、所得税・市県民税の医療費控除の対象となります。

<対象> 医師の診療時に次の二つの条件を満たす方

1 傷病によりおむね6か月以上寝たきりの方

2 医師の治療を継続して行う必要があり、おむつの使用が必要な方

<備考> 要介護認定を受けている方は、認定時の主治医意見書の内容確認により証明書に代えて、市からおむつ使用確認書を発行できる場合があります。

問い合わせ先 … 市民税課または各支所市民福祉課 [問合せ一覧P1]
一関税務署 TEL23-4205 FAX23-4940

◆ストマ用装具費用の医療費控除

医師が治療上ストマ用装具が必要と認め、「ストマ用装具使用証明書」の発行を受けた場合、ストマ用装具の購入費用は、所得税・市県民税の医療費控除の対象となります。

<対象> 人工肛門または尿路変更によるストマを造設の方で、退院後も継続してストマ用装具が治療上必要と医師が認めた方

<備考> 医師の証明を受けたストマ用装具使用証明書（用紙は税務署、市民税課にあります）に、ストマ用装具代の医療費控除の明細書を添えて申告してください。

問い合わせ先 … 市民税課または各支所市民福祉課 [問合せ一覧P1]
一関税務署 TEL23-4205 FAX23-4940

◆在宅介護費用の医療費控除

傷病等で寝たきり等の状態にある方が医師の指示に基づき、在宅介護サービスを受けた場合、在宅介護サービス事業者を支払った介護費用は、所得税・市県民税の医療費控除の対象となります。

<対象> 傷病により寝たきり等の状態にある方

<備考> 在宅介護サービス事業者から在宅介護費用の証明を受け、医療費控除の明細書とともに申告してください。

問い合わせ先 … 市民税課または各支所市民福祉課 [問合せ一覧P1]
一関税務署 TEL23-4205 FAX23-4940

◆相続税の軽減

障がいのある方が財産を相続した際に、税額の軽減が受けられる場合があります。
(令和8年1月1日現在の法令に基づく。)

- <対象> 1級から6級の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳が
交付されている方
- <軽減額> 満85歳に達するまでの年数1年につき10万円(特別障害者の方は
20万円)が相続税から差し引かれます。

問い合わせ先 … 一関税務署(資産税担当) TEL23-4205

◆贈与税の非課税財産

障がいのある方が贈与を受けた際に、特定の財産については贈与税が非課税となる場合があります。

(令和8年1月1日現在の法令に基づく。)

- <対象> 1級から6級の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳が
交付されている方またはその方を扶養されている方で一定要件を満たす方
- <非課税財産> 1 心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の受給権
2 特定障害者が贈与を受ける「信託受益権(特定障害者扶養信託契約により
信託銀行に信託したもの)」(上限額:3000万円、特別障害者に該当する方は6000万円)
※特定障害者とは次に掲げる方をいいます。
・特別障害者
・特別障害者以外の障がい者のうち精神に障がいがある方

問い合わせ先 … 一関税務署(資産税担当) TEL23-4205

◆自動車税と軽自動車税の免除

障がいのある方（18歳未満の身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者と同一生計の方を含む）が、自動車等を取扱または所有し、専らその障がいのある方のために使用するとき、障がいのある方1人につき自家用自動車等1台に限り、自動車税または、軽自動車税が申請により免除されます。

障害区分	障 害 等 級
視 覚	＜本人、生計同一者が運転する場合＞ 1級～4級
聴 覚	＜本人、生計同一者が運転する場合＞ 2級、3級
平 衡	＜本人、生計同一者が運転する場合＞ 3級
音 声	＜本人が運転する場合＞ 3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）
上 肢	＜本人、生計同一者が運転する場合＞ 1級、2級
下 肢	＜本人が運転する場合＞ 1級～6級 ＜生計同一者が運転する場合＞ 1級～3級
体 幹	＜本人が運転する場合＞ 1級～3級、5級 ＜生計同一者が運転する場合＞ 1級～3級
乳幼児期 以前の非 進行性脳 病変によ る	上肢 ＜本人、生計同一者が運転する場合＞ 1級、2級（いずれの場合も1上肢のみを除く）
	移動 機能 ＜本人が運転する場合＞ 1級～6級 ＜生計同一者が運転する場合＞ 1級～3級（1下肢のみを除く）
心臓・じん臓・ 呼吸器・膀胱 又は直腸・小腸	＜本人、生計同一者が運転する場合＞ 1級、3級、4級
免疫・肝臓	＜本人、生計同一者が運転する場合＞ 1級～4級
知的障害	＜本人、生計同一者が運転する場合＞ 療育手帳A
精神障害	＜本人、生計同一者が運転する場合＞ 精神障害者保健福祉手帳1級（自動車税の場合、自立支援医療受給者の適用も受けていること）

税 金

- 自動車税免除の上限額は次のとおりです。
 - ・令和元年9月30日以前に初回新規登録された自動車 45,000円
 - ・令和元年10月1日以後に初回新規登録された自動車 43,500円
- 自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割は令和8年3月31日をもって廃止され、自動車税種別割は自動車税、軽自動車税種別割は軽自動車税に変わりました。
- 免除申請は、自動車税は4月1日から納期限の7日前までに岩手県県税センターへ、軽自動車税は納期限までに市の市民税課または各支所市民福祉課へ行うことができます。新たに自動車を取扱する場合の自動車税の免除申請は、登録時または登録した日から15日以内に岩手県県税センター（分室含む）窓口または郵送（当日消印有効）で行うことができます。
- ※ 自動車の所有者の住所地等により、県内9県税公所で行っていた自動車税の課税業務を、令和8年4月から盛岡地区合同庁舎内に新設した「岩手県県税センター」で行います。
- 申請には、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、自動車検査証、運転免許証、マイナンバーを確認できる書類のほか、軽自動車税については納税通知書が必要です。（自動車税は各書類の写しを添付し、郵送申請が可能です）

問い合わせ先 …

（詳しくは下記二次元コードから）



自動車税

- 自動車税
岩手県県税センター TEL019-629-6538
〒020-0023 盛岡市内丸11-1 盛岡地区合同庁舎3階
- 軽自動車税
市民税課諸税係 TEL21-8241 FAX21-2101
または各支所市民福祉課 [問合先一覧P1]

仕事

◆いちのせき広域障がい者就業・生活支援センター マイルートリンク

障がいのある方等の求職、職場定着及び職場の環境改善等の相談に応じ、求職活動の支援に必要な公共職業安定所、事業主および職業準備訓練の斡旋や実習先との連絡調整を行います。

また、生活習慣の形成、日常生活の自己管理及び生活設計に関する助言も行います。

問い合わせ先 … いちのせき広域障がい者就業・生活支援センター「マイルートリンク」
〒021-0881 一関市大町4-29 なのはなプラザ4階
TEL48-3787 FAX48-3788

◆ハローワークー関

ハローワークでは、障がい者担当の相談窓口を設置し、職業相談を行っています。手話協力員、精神障害者雇用トータルサポーターを配置して相談業務を行っています。非常勤のため、対応できる曜日等について、事前にお問い合わせ願います。

問い合わせ先 … ハローワークー関 [相談窓口P4]

◆雇用保険（失業給付）

働いている方が失業したとき、基本手当などの給付が受けられます。

問い合わせ先 … ハローワークー関 [相談窓口P4]

◆岩手障害者職業センター

就職を目指す障がいのある方の職業相談、職業能力評価、職業準備支援及び就職後の職場定着や企業での雇用管理等の専門的支援をハローワークとの密接な連携のもとに行っています。

支援や相談は無料です。

また、障がいのある方の雇用経験が十分ではない、職場定着に不安を抱えている事業所にジョブコーチ（職場適応援助者）を派遣し、支援を行っています。

支援期間は標準的には3ヶ月間ですが、個別に必要な期間を設定します。

【所在地】 〒020-0133 盛岡市青山4丁目12-30
TEL019-646-4117 FAX019-646-6860

問い合わせ先 … 岩手障害者職業センター
ハローワークー関 [相談窓口P4]

◆宮城障害者職業能力開発校

障がいの種類や程度に応じた職業訓練を行います。
入校を希望する方は、事前にハローワークで職業相談をしたうえで、ハローワークを通じて申し込んでください。

＜訓練科目＞ 総合実務科・Webデザイン科・OAビジネス科

問い合わせ先 … ハローワークー関 [相談窓口P4]

◆国立職業リハビリテーションセンター

国立障害者リハビリテーションセンターとの協力のもと、障がいのある方々の自立に必要な職業訓練や職業指導などを体系的に提供しています。

訓練科系	メカトロ系、建築系、情報系、ビジネス系、物流系、職域開発系
費用	受講料は無料（ただし、科によって参考書等が自己負担）
手続き	国立障害者リハビリテーションセンターの寄宿を併用する場合は、障害福祉サービスの支給申請が必要となりますので、福祉課または各支所市民福祉課で手続きを行って下さい。通所可能な方は、居住地を管轄するハローワークを通して国立職業リハビリテーションセンターへ申し込みを行います。

問い合わせ先 … 国立職業リハビリテーションセンター
〒359-0042 埼玉県所沢市並木4-2
TEL04-2995-1201 FAX04-2995-1277
福祉課または各支所市民福祉課 [問合先一覧P1]

◆労働者健康安全機構 岩手産業保健総合支援センター

治療のため休職していた方の職場復帰を支援します。本人と会社、主治医との調整を支援し、治療を継続しながら無理のない職場復帰のための計画の作成を支援します。ご相談だけでもお受けしております。事前予約が必要です。

問い合わせ先 … 労働者健康安全機構 岩手産業保健総合支援センター
TEL019-621-5366

◆発達支援相談

「落ち着きがない」「ことばが遅い」「友達と遊べない」など、子育ての中で感じることばや行動などの発達に関する不安や悩みに、専門スタッフ（精神科医師、臨床心理士、言語聴覚士、保健師等）が対応します。お気軽にご相談ください。相談は予約制で、費用は無料です。

問い合わせ先 … こども家庭課または東部・北部健康推進室 [問合せ一覧P1]

◆発達支援教室

ことばや行動などの発達に心配なことがあるお子さんや子育てにコツがいるお子さんが、ご家族と一緒に少人数での遊びや活動をする発達支援教室「さくらんぼ教室」「あそびの教室」などを開催しています。また、子育てについて困っていることや悩みなどの育児相談にも対応しています。

問い合わせ先 … こども家庭課または東部・北部健康推進室 [問合せ一覧P1]

◆就学前の教育

学齢に達する前の障がいのある子どもの幼児教育を行っています。

○ことばに心配がある子ども

山田小学校・南小学校・千厩小学校に「幼児ことばの教室」があります。

○きこえに心配のある子ども

県立一関清明支援学校に幼稚部があります。

県立視覚支援学校、児童福祉施設でも教育・支援等が受けられます。

問い合わせ先 … 学校教育課 [問合せ一覧P1]

◆ことばの教室

通常の学級で学んでいることばやきこえに心配のある子ども達に特別な指導を行うところが「ことばの教室」です。毎週定められた時間に教室に通って指導を受けます。

○ことばの教室

山田・南・花泉・大原・大東・千厩・東山・室根・藤沢の各小学校にあります。

○対象

構音障がい、ことばの遅れ及び口蓋裂等の子ども

問い合わせ先 … 学校教育課 [問合せ一覧P1]

◆特別支援教育就学奨励費の支給

市立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、保護者等の同居家族の所得に応じ、就学のために必要な経費の一部を補助します。

問い合わせ先 … 学校教育課 [問合せ一覧P1]

◆就学相談

就学前または就学中の特別な支援を必要とする子どもの教育に関する相談に応じます。子どもの病虚弱、発育不全及び視覚・聴覚機能に障がいがある等で心配な場合は、早めにご相談ください。

《支援学校一覧》

学校名	電話番号	住所
岩手大学教育学部附属特別支援学校	019-651-9002	盛岡市東安庭3-4-20
盛岡視覚支援学校	019-624-2986	盛岡市北山1-10-1
盛岡聴覚支援学校	019-696-2582	盛岡市乙部4-78-2
盛岡となん支援学校	019-601-2227	矢巾町医大通2-1-5
盛岡みたけ支援学校（小・中学部）	019-641-0789	滝沢市穴口218-4
盛岡みたけ支援学校（高等部）	019-645-2188	盛岡市青山1-25-29
同二戸分教室（小学部）	0195-23-9633	二戸市石切所字田尻平4
同二戸分教室（中学部）	0195-23-5507	二戸市福岡字下川又22-1
同二戸分教室（高等部）	0195-23-3722	二戸市石切所字火行塚2-1
同奥中山校	0195-35-3036	一戸町奥中山字西田子1054-1
盛岡ひがし支援学校	019-601-3691	盛岡市手代森6-10-14
盛岡峰南高等支援学校	019-639-8515	盛岡市下飯岡11-152
盛岡青松支援学校	019-661-5125	盛岡市上田字松屋敷11-25
花巻清風支援学校	0198-28-2421	花巻市太田27-207-4
同北上分教室	0197-68-2091	北上市村崎野17-10
同北上みなみ分教室（小学部）	0197-72-5910	北上市相去町葛西檀12-2
同北上みなみ分教室（中学部）	0197-72-5920	北上市相去町滝の沢7-2
同遠野分教室（小学部）	0198-62-3351	遠野市東館町11-28
同遠野分教室（中学部）	0198-62-2211	遠野市松崎町白岩11-30
前沢明峰支援学校	0197-56-6707	奥州市前沢字田畠18-1
一関清明支援学校（本校舎）	0191-33-1600	一関市赤荻字上台96-5
同山目校舎、あすなろ分教室	0191-25-3210	一関市山目字泥田山下48-12
同千厩分教室（小学部）	0191-53-2275	一関市千厩町千厩字上駒場10-2
同千厩分教室（中学部）	0191-53-3181	一関市千厩町千厩字上駒場195-5
気仙光陵支援学校	0192-27-8500	大船渡市立根町字宮田33-3
釜石祥雲支援学校	0193-26-6020	釜石市平田町3-1700
同しゃくなげ分教室		
宮古恵風支援学校	0193-63-0400	宮古市崎山5-88
久慈拓陽支援学校	0194-58-3004	久慈市侍浜町堀切10-56-46
三愛学舎	0195-35-2231	一戸町中山字軽井沢49-33

問い合わせ先 … 各小中学校

【就学前の相談】 こども家庭課 [問合先一覧P1]

【就学中の相談】 学校教育課または各支所地域振興課 [問合先一覧P1]

◆特別支援学校の設置状況

設置	障害種別	学校名	所在地	設置学部等					寄宿舎	備考	
				幼	小	中	高	訪問			
国立	知的障がい	岩手大学教育学部 附属特別支援学校	盛岡市		○	○	○				
県立	視覚障がい	盛岡視覚支援学校	盛岡市	○	○	○	○		○	専攻科あり	
	聴覚障がい	盛岡聴覚支援学校	盛岡市	○	○	○	○		○	専攻科あり	
	肢体不自由 病弱	盛岡となん支援学校	矢巾町		○	○	○	○	○	病弱は訪問教育のみ (岩手医科大学附属 病院内)	
	知的障がい	盛岡みだけ支援学校 小学部・中学部	滝沢市		○	○	○	○			
		盛岡みだけ支援学校 高等部	盛岡市								
		同二戸分教室 小学部・中学部 高等部	二戸市		○	○	○				石切所小学校内 福岡中学校内 北桜高校工業校舎内
	知的障がい 肢体不自由	同奥中山校	一戸町		○	○		○			
	知的障がい	盛岡峰南高等支援学校	盛岡市				○		○		
	知的障がい	盛岡ひがし支援学校	盛岡市		○	○	○	○			
	病弱	盛岡青松支援学校	盛岡市		○	○	○				
	知的障がい 肢体不自由	花巻清風支援学校	花巻市		○	○	○	○	○		
	病弱	同北上分教室	北上市		○	○				県立中部病院内	
	知的障がい	同北上みなみ分教室 小学部・中学部	北上市		○	○				北上市立南小学校内 北上市立南中学校内	
	知的障がい	同遠野分教室 小学部・中学部	遠野市		○	○				遠野小学校内 遠野中学校内	
	知的障がい 肢体不自由	前沢明峰支援学校	奥州市		○	○	○	○	○		
	聴覚障がい 知的障がい 病弱 肢体不自由	一関清明支援学校 (本校舎)	一関市	○	○	○	○	○		幼稚部は聴覚障がいのみ 高等部は知的障がい、病 弱、肢体不自由のみ	
	病弱	同あすなろ分教室	一関市		○	○	○			国立病院機構岩手病院内	
	知的障がい	同千厩分教室 小学部・中学部	一関市		○	○				千厩小学校内 千厩中学校内	
	知的障がい 肢体不自由	気仙光陵支援学校	大船渡市		○	○	○	○	○		
	知的障がい 病弱 肢体不自由	釜石祥雲支援学校 小学部・中学部 高等部	釜石市		○	○	○	○			
病弱	同しゃくなげ分教室	釜石市		○	○	○			国立病院機構釜石病院内		
知的障がい 肢体不自由	宮古恵風支援学校	宮古市		○	○	○	○				
知的障がい 肢体不自由	久慈拓陽支援学校	久慈市		○	○	○	○	○			
私立	知的障がい	三愛学舎	一戸町			○				専攻科あり	

問い合わせ先 … 各学校

◆児童の通所サービス

(1) 内容

療育等の支援が必要なお子さんに対してそれぞれの発達に沿った専門的な支援を行います。

制度	対象	内容
児童発達支援	ことばが遅れている、落ち着きがないなどの心配がある就学前のお子さん	日常生活における基本的な動作の指導や知識を身に付けたり、集団生活への適応訓練などを行います。
放課後等デイサービス	学校教育法に規定する学校に通う、療育の必要があると認められる18歳未満のお子さん	放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練、創作的活動、地域との交流などを行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う、療育の専門的支援が必要と認められるお子さん	専門職員が保育所、幼稚園、小学校などを訪問し、お子さん及び訪問先施設のスタッフに対して、集団での生活に必要な訓練や支援などを行います。

(2) 利用料金

原則、サービス総費用に対し、1割分を負担していただきます。

また、世帯状況に応じて、ひと月あたりの負担上限月額が決められています。

【負担上限月額】

世帯状況	利用者負担	負担上限月額
生活保護受給世帯	0円	0円
住民税非課税世帯	0円	0円
課税世帯で、世帯の市民税所得割が28万円未満	1割	4,600円
上記③以外の課税世帯	1割	37,200円

※満3歳になって初めての4月1日から小学校入学までの3年間は上記に関わらず無償化の対象です。

(3) 一関市・平泉町の事業所一覧

事業所名	所在地	電話	児童発達支援	放課後等デイ	保育所訪問
一関市かるがも教室	山目字前田13-1	21-2142	○		
一関市かるがも千厩教室	千厩町千厩字館山50	52-2612	○		
リトルハンス	赤荻字上袋75-5	31-5720		○	
放課後等デイサービス リトル・ピース	千厩町奥玉字宿下44-1	56-2690		○	
いっすね笹谷事業所	赤荻字笹谷28-1	48-4646	○	○	○
あふたーすくーるにじいろ	三関字神田101-5	48-4486	○	○	
Harmony一関	山目字才天3-5	88-9033		○	
いっすね宮下事業所	宮下町6-20	34-4151		○	○
こぼんはうすさくら一関狐禅寺教室	狐禅寺字大平125-3	34-8104	○	○	
居宅介護支援センターやすらぎ	平泉町平泉字片岡94-30	46-4325		○	
共生型デイサービスらくらく	山目字才天20-10	34-7739	○	○	
放課後等デイサービス晴れるや	中里字雲南30	34-8033		○	
放課後等デイサービスそらのわ	萩荘字境ノ神237-1	34-4243		○	

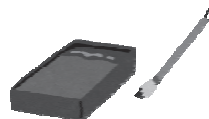
問い合わせ先 … 福祉課または各支所市民福祉課 [問合先一覧P1]

スポーツ・趣味

◆障がい者ふれあい事業

市内在住の障がい者とその家族、介助者を対象に、趣味・創作活動の各種教室を開催しています。毎年4月2日から参加受付をしています。

- <内 容> ①趣味創作
編物、書道、カラオケ、民謡、料理、生け花
スマートフォン、デジタルカメラ
②スポーツ等
ペタンク・健康体操・健康吹き矢
③小さな旅



<開催日程> 6月から12月まで、月1～2回

問い合わせ先 … サン・アビリティーズー関 TEL/FAX21-2162

◆なかよしクラブ事業

療育手帳をお持ちの方を対象に、レクリエーションや学習活動を通じて、仲間づくりの輪を広げます。毎年4月2日から参加申込受付をしています。

- <内 容> 野外活動、工作、クリスマス会、カラオケ大会
体づくりなど

<開催日程> 6月から12月まで、月に一度（日曜日）

問い合わせ先 … サン・アビリティーズー関 TEL/FAX21-2162

◆一関市障がい者福祉まつり

障がいのある方と市民が一堂に会し、ふれあいを深めるなかで、障がい者福祉の推進を図ります。

- <内 容> 作品の展示・販売、舞台発表、遊休品の販売コーナーを設置しています。

問い合わせ先 … サン・アビリティーズー関 TEL/FAX21-2162

◆一関市長杯争奪車椅子ゲートボール東北大会

車椅子ゲートボール愛好家の交流親睦を目的に開催しています。

- <開催日程> 毎年5月
<場 所> 一関ヒロセユードーム

問い合わせ先 … サン・アビリティーズー関 TEL/FAX21-2162

◆一関地方ふれあいスポーツ大会

障がいのある方と家族がスポーツを通じて相互の結び付きを強め、地域住民との交流を深めることを目的に開催しています。どなたでも参加できます。

<内 容> 玉入れ・円盤で遊ぼう（フライングディスク）等

問い合わせ先 … 福祉課または各支所市民福祉課 [問合せ一覧P1]

◆岩手県障がい者スポーツ大会

障がいのある方がスポーツを通じて自らの可能性を見出すとともに、県民の障がいに対する理解促進を図り、障がい者の自立と社会参加を推進することを目的に開催されています。

<種 目> 陸上競技・アーチェリー・卓球・水泳
・ボウリング・フライングディスク等

<開 催 日> 毎年6月第1土曜日

<対 象> 県内に居住し、身体障害者手帳の交付を受けている13歳以上の方
および知的障がい、精神障がいの方

<備 考> 岩手県障がい者スポーツ大会に参加した選手の中から、岩手県の選考委員会が、毎年、国体開催地で開催される全国障がい者スポーツ大会選手を選考します。

問い合わせ先 … 福祉課または各支所市民福祉課 [問合せ一覧P1]



障がい者関係団体

※五十音順で掲載

◇あおぞら会

心の病を持つ方々が地域で安心して暮らせることを目的に活動しているボランティア団体です。
問い合わせ先 … 一関市銅谷町3-21 神崎様方 TEL31-6565

◇一関市愛育会

知的障がいの方の福祉の向上を目的に活動している団体です。
問い合わせ先 … 一関市城内1-36 一関市総合福祉センター喫茶ぷくぷく内
TEL26-5027

◇一関手話サークルひろば

聴力に障がいのある方（ろう者）から、その方々の言語である「手話」を学び、交流しながら共に活動しているボランティア団体です。
問い合わせ先 … 一関市城内1-36 一関市総合福祉センター内
TEL23-6020

◇一関市パラスポーツ協会

障がいの有無にかかわらず、気軽にみんなで出来るニュースポーツなどを楽しむ団体です。
問い合わせ先 … 一関市川崎町薄衣字金山沢21 小野様方 TEL090-4630-7120

◇一関市身体障害者福祉協議会

身体に障がいのある方の福祉の向上を目的に活動している団体です。
問い合わせ先 … 一関市藤沢町保呂羽字宇和田190 皆川様方 TEL63-3976

◇一関市聴力障害者協会

聴力に障がいのある方の福祉の向上を目的に活動している団体です。
問い合わせ先 … メールアドレス：ichinoseki.deaf@gmail.com

◇岩手県視覚障害者福祉協会一関支部

視覚に障がいのある方の福祉の向上を目的に活動している団体です。
問い合わせ先 … 一関市赤荻字槻本182-6 高橋様方 TEL090-1060-0195

◇けやきの会

精神に障がいのある方の福祉向上を目的に活動している大東地域の団体です。
問い合わせ先 … 090-2842-9795（事務局：北川様）

◇声の新聞

文字による情報収集が困難な障がいのある方のために、広報等を音訳することで、地域生活をするうえで必要度の高い情報などを提供しています。
問い合わせ先 … 一関市萩荘字萱刈67番地 佐々木様方

◇心の病と共に生きる仲間達連合会キララ

心の病と共に生きる当事者等が交流し合い、幸福への意欲向上を図ることを目的に活動している団体です。
問い合わせ先 … 一関市大町3-48 地域活動支援センター一関内 TEL26-5472

◇失語症友の会

脳血管障がいや事故により失語症になった仲間、家族、ボランティアが集まる場所です。集団リハビリ等を通して、社会参加を目指します。

問い合わせ先 … 一関市萩荘字境ノ神112番地2 ラポール・テトラ内
TEL48-4871

◇手話クラブ四季

聴力に障がいのある方々との交流をし、手話を学びながら活動しているボランティア団体です。

問い合わせ先 … 一関市城内1-36 一関市総合福祉センター内 TEL23-6020

◇点字サークルあおぞら

市広報等の点訳図書製作の活動をしているボランティアグループです。

問い合わせ先 … 一関市城内1-36 一関市総合福祉センター内
TEL24-2574 (午後のみ)

◇菜の花の会

精神に障がいのある方への理解を深め、医療や生活環境の福祉的改善を図ること・家族相互の交流を目的に活動している団体です。

問い合わせ先 … 一関市青葉二丁目1-37 菜の花工房内 TEL26-0977

◇南光病院家族会

精神に障がいのある方の福祉向上を目的に活動している患者家族の団体です。

問い合わせ先 … 一関市狐禅寺字大平17 南光病院医療福祉相談室
TEL23-3655 FAX23-9690

◇日本オストミー協会岩手県支部一関地区

人工肛門または人工膀胱を造設している方の福祉の向上を目的に活動している一関地域の団体です。

問い合わせ先 … 一関市巖手町字上中井17 阿部様方 TEL29-2756

◇ほおずきの会

自閉症の子供達が社会の中で、生き生きと生活できることを目的に活動している団体です。

問い合わせ先 … 福祉課 [問合先一覧P1]

◇ぽけっとの会

重い障がいがある子どもたち・人たちの地域生活を豊かにすることを目的に活動している団体です。

Facebookページ <http://m.facebook.com/pokettonokai/>

Instagramページ https://www.instagram.com/poket_nokai?utm_source=qr&igsh=aG1oc2J2cmZtYjQw



Facebook



@POKET_NOKAI

Instagram

問い合わせ先 … 一関市中里字沢田273-1 千葉様方
TEL090-2608-0299 FAX26-0454
メールアドレス：ippokan22@gmail.com

◇みんと

心の病への理解を深め、障がいのある方々との交流をとおり、共に福祉の向上を目的に活動しているボランティア団体です。

問い合わせ先 … 一関市花泉町永井字粒乱田242-12 佐藤様方
TEL080-6009-0994

◆岩手県の障がい者関係団体一覧

団体名	住所	連絡先
一般社団法人岩手県腎臓病の会	盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内	019-639-1330
一般社団法人 岩手県聴覚障害者協会	盛岡市三本柳13-42-1 【FAX019-601-2021】	019-601-2020 info@iwate-deaf.or.jp
一般社団法人岩手県手をつなぐ育成会	盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内	019-637-7558
一般社団法人 岩手県難病・疾病団体連絡協議会	盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内	019-614-0711
一般社団法人 日本筋ジストロフィー協会岩手県支部	滝沢市葉の木沢山400-18 遠藤光様方	090-5184-4551 jmdaiwate@gmail.com
岩手県ことばを育む親の会	盛岡市大通3-8-1 桜城小学校きこえとことばの教室	019-624-0457
岩手県肢体不自由児・者父母の会	盛岡市みたけ1-6-2 好望・恕内	019-647-8941
岩手県自閉症協会	花巻市石鳥谷町大瀬川10-21	0198-41-8870
岩手県重症心身障害児（者）を守る会	盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内	019-601-2255
岩手県精神保健ボランティア連絡会	盛岡市本町通3-19-1 岩手県精神保健福祉センター気付	019-629-9616
岩手県ダウン症候群父母の会	盛岡市山岸4-12-1	019-661-7018 (waiwai-ぐるんぱ内)
岩手県断酒連合会	久慈市長内町28-47 竹中様方	090-9033-1598
岩手県知的障害者福祉協会	盛岡市三本柳8-1-3ふれあいランド岩手内	019-637-2700
岩手県中途失明者の会	盛岡市仙北3-17-7 竹浪様方	019-635-2272
岩手喉友会	紫波郡矢巾町大字南矢幅6-503 渡邊様方	019-697-2138
岩手盲ろう者友の会	盛岡市盛岡駅西通1丁目7-1 アイーナ 4F 岩手県立視聴覚障がい者情報センター内	090-6781-5054 FAX 019-606-1747
公益社団法人 日本オストミー協会岩手県支部	一関市赤荻字荻野515-15	090-2791-5340
C L もりおか	盛岡市南仙北2-27-1 鈴木ビル1F2号室	019-636-0134
社会福祉法人岩手県視覚障害者福祉協会	盛岡市本町通3丁目6-20	019-652-7787
社会福祉法人岩手県身体障害者福祉協会	盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内	019-637-7636
全国脊髄損傷者連合会岩手県支部	盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内	019-637-8001
特定非営利活動法人 岩手県精神保健福祉連合会	盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内	019-637-7600
特定非営利活動法人 岩手県中途失聴・難聴者協会	盛岡市盛岡駅西通1丁目7-1 岩手県立 視聴覚障がい者情報センター気付	FAX 019-606-1747
特定非営利活動法人いわて高次脳機能 障害友の会イーハトーヴ	盛岡市中野1丁目1-26 生生学舎アダージョ	019-652-1137
日本ALS協会岩手県支部	紫波町紫波中央駅前4-1-15 中村宅	090-5845-2418
難聴児と家族の会 たんぽぽ会	北上市上江釣子15-213 みずかわ耳 鼻咽喉科医院 言語・聴覚療育室内	0197-72-6760 tanpopokai2022@gmail.com

防 災

◆防災対応の手引き

災害時に使える！

▶主な スマートフォンアプリ



FM79.5
ICHINOSEKI

詳細は
こちら▶



FM++
一関コミュニティFMあすもでは、災害時や緊急時などに防災・災害に関する情報を放送しています。



NHK ONE
ニュース
防災

詳細は
こちら▶



NHK ONE ニュース・防災
NHKのニュース・天気・災害情報をチェックすることができます。



詳細は
こちら▶



東北電力ネットワーク停電情報
登録した地域が停電した場合やその地域が復旧した場合に、スマートフォンに自動的にお知らせします。



詳細は
こちら▶



InfoCanal (インフォカナル)
一関市内の火災や救助などの災害発生情報(消防の出場情報)を「いちのせきメール」の専用アプリで受け取れます。

▶主な WEBサイト

気象庁 災害情報 https://www.jma.go.jp	NHK 天気防災 https://www.nhk.or.jp/kishou-saigai/
-----------------------------------	--

◎障がいがある方たちの災害対応のてびき 岩手県では、東日本大震災を教訓に、障がいのある方が災害について留意すべき点を「災害対応のてびき」としてまとめています。 http://www.iwate-shakyo.or.jp/kenmin/stebiki.html	◎非常災害対策関係のサイト 岩手県のホームページ上で防災や災害情報に関するサイトを載せています。 https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyuu/fukushi/kaigo/jigyousho/1003721.html
---	--

▶災害発生前の備えをしておきましょう

(1) 環境整備の確認をしましょう

①建物・家の中の安全対策

- 家の耐震診断、耐震補強
- 家具の転倒、照明器具の落下防止
- 屋外までの避難経路に物を置かない
- ガラスに飛散防止フィルムを貼る
- 食器棚の扉へ施錠器具の設置
- 火元への消火器の設置



②避難場所・避難経路を確認しましょう

- 生活している部屋から屋外への避難経路の確認
- ろう下や階段などに物を置かない。
- 自分の避難場所の確認
(災害の種類によって避難場所が違う場合もあります)
- 避難場所までの経路と距離、時間、避難所設備の確認
- 避難時に使用するヘルメット、履き物、軍手の準備
- 支援者に伝えられるよう
室内⇒屋外⇒避難場所の移動手段の検討



(2) 災害に備えて用意しておくもの

非常食

- 飲料水 (大人1人に対し1日3ℓ)
- 缶詰、ビスケット、クラッカー等
(加熱しないで食べられるもの)
- アレルギー対応食

医薬品

- ふだん飲んでいる薬
- 家庭用常備薬
- 救急セット



衛生用品

- タオル オムツ 生理用品
- マスク 携帯用トイレ
- ティッシュ・ウェットタオル
- 体温計 歯ブラシ等(口腔ケア)

衣類

- 下着 雨具 スリッパ
- 防寒着 軍手



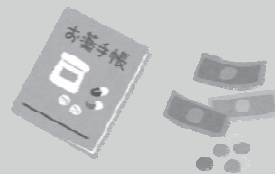
生活用品

- 懐中電灯 ラップ 携帯コンロ
- 携帯ラジオ 洗面用具 ライター
- 予備の電池 紙、アルミ箔食器 トイレットペーパー
- カイロ アドレス帳 ガムテープ
- 携帯電話やスマートフォン用のモバイルバッテリー



貴重品など

- 現金 免許証 お薬手帳
- 預金通帳 権利書のコピー 障がい者手帳
- 印鑑 マイナンバーカードまたは資格確認書



(3) 障がいに応じた準備

① 肢体の不自由の方

- 寝る場所や居住空間は、倒れてくる物がないようにし、できるだけ避難しやすい1階を選ぶようにしましょう。
- 車いすが通れる幅を十分に確保しておきましょう。
- 歩行補助具や車いすは、安全な場所に置き、暗闇でもわかるように発光シールなどを貼っておきましょう。



② 目の不自由な方のご家族へ

- いつでも情報が得られるように、ラジオや点字板などは常に身近な場所に置きましょう。
- 白杖には、暗闇でも分かるように発光シールなどを貼り、地震などで被害を受けないような場所に置きましょう。
- 家の物の配置や、非常用持ち出し袋などの配置を常に一定にしておきましょう。
- 飛び散ったガラスなどに備え、寝室に厚底のスリッパなどを用意しておきましょう。

③ 耳または話すことが不自由な方

- どこでも筆談ができるよう、筆記用具、メモ用紙を携帯しましょう。
- 携帯電話などのメール機能、災害用伝言板、FAXを確認しておきましょう。
- 会話カードを作っておきましょう。
「避難場所に案内してください」「どんな状況かを書いて教えてください」など。



④ 内部障がい、難病のある方

- 薬剤や装具、特殊食品、医療機器については、それぞれ、かかりつけ医や看護師、訪問看護ステーションのスタッフ、薬局の薬剤師、装具・酸素などの供給業者と障がいの種類などに応じて具体的に緊急時の対応を相談しておきましょう。
- 最新の処方せん明細または投薬説明文、お薬手帳を携帯電話やスマートフォンに写真で登録したり、コピーを保管しておきましょう。

⑤知的障がいのある方のご家族へ

- 家族やいつも支援してくれる人などと、災害がおきた時のことを話し合っておきましょう。
- 最新の処方せん明細または投薬説明文、お薬手帳を携帯電話やスマートフォンに写真で登録したり、コピーを保管しておきましょう。
- 避難場所、または待ち合わせの場所や連絡方法を確認しておきましょう。
- 名前や電話番号、住所がわかる名札を身につけたり、服に縫いつけたりしておくようにしましょう。
- 避難先で落ち着けるものや安心できるもの（いつも使っているお気に入りのもの）を用意しておきましょう。

⑥精神障がいのある方

- 最新の処方せん明細または投薬説明文、お薬手帳を携帯電話やスマートフォンに写真で登録したり、コピーを保管しておきましょう。
- 合併症があったり、被災のストレスで症状の悪化が心配な人は、かかりつけの医師にその対応を相談しておきましょう。
- 避難場所、または待ち合わせの場所や連絡方法を確認しておきましょう。
- 付き合いのある身近な人など、災害や緊急時に相談できる人をつくり、混乱しても忘れないよう名前や連絡先を書き留めておきましょう。
- 不安などで体の調子が悪くなったら、無理をせず、周囲の人に自分の状況を伝えて、助けを求めましょう。

難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病

(1~110は平成27年1月から、111~306は同年7月から、307~330は平成29年4月から、331は平成30年4月から、332~333は令和元年7月から、334~338は令和3年11月から、339~341は令和6年4月から、342~348は令和7年4月から医療費助成を開始)

番号	病名
1	球脊髄性筋萎縮症
2	筋萎縮性側索硬化症
3	脊髄性筋萎縮症
4	原発性側索硬化症
5	進行性核上性麻痺
6	パーキンソン病
7	大脳皮質基底核変性症
8	ハンチントン病
9	神経有棘赤血球症
10	シャルコー・マリー・トゥース病
11	重症筋無力症
12	先天性筋無力症候群
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多発性運動ニューロパチー
15	封入体筋炎
16	クローウ・深瀬症候群
17	多系統萎縮症
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
19	ライソゾーム病
20	副腎白質ジストロフィー
21	ミトコンドリア病
22	もやもや病
23	プリオン病
24	亜急性硬化性全脳炎
25	進行性多発性白質脳症
26	HTLV-1関連脊髄症
27	特発性基底核石灰化症
28	全身性アミロイドーシス
29	ウルリッヒ病
30	遠位型ミオパチー
31	ベスレムミオパチー
32	自己食空腔性ミオパチー
33	シュワルツ・ヤンベル症候群
34	神経線維腫症
35	天疱瘡
36	表皮水疱症
37	膿疱性乾癬(汎発型)
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群
39	中毒性表皮壊死症
40	高安静脈炎
41	巨細胞性動脈炎
42	結節性多発動脈炎
43	顕微鏡的多発血管炎
44	多発血管炎性肉芽腫症
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
46	悪性関節リウマチ
47	パーシャール病
48	原発性抗リン脂質抗体症候群
49	全身性エリテマトーデス
50	皮膚筋炎／多発性筋炎
51	全身性強皮症
52	混合性結合組織病
53	シェーグレン症候群
54	成人発症スチル病
55	再発性多発軟骨炎
56	ベーチェット病
57	特発性拡張型心筋症
58	肥大型心筋症
59	拘束型心筋症
60	再生不良性貧血
61	自己免疫性溶血性貧血
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症
63	免疫性血小板減少症
64	血栓性血小板減少性紫斑病
65	原発性免疫不全症候群
66	IgA腎症
67	多発性嚢胞腎
68	黄色靱帯骨化症
69	後縦靱帯骨化症
70	広範脊柱管狭窄症

番号	病名
71	特発性大腿骨頭壊死症
72	下垂体性ADH分泌異常症
73	下垂体性TSH分泌亢進症
74	下垂体性PRL分泌亢進症
75	クッシング病
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
78	下垂体前葉機能低下症
79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)
80	甲状腺ホルモン不応症
81	先天性副腎皮質酵素欠損症
82	先天性副腎低形成症
83	アジソン病
84	サルコイドーシス
85	特発性間質性肺炎
86	肺動脈性肺高血圧症
87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
89	リンパ脈管腫症
90	網膜色素変性症
91	ハッド・キアリ症候群
92	特発性門脈圧亢進症
93	原発性胆汁性胆管炎
94	原発性硬化性胆管炎
95	自己免疫性肝炎
96	クローン病
97	潰瘍性大腸炎
98	好酸球性消化管疾患
99	慢性特発性偽性腸閉塞症
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
101	腸管神経節細胞減少症
102	ルピンシュタイン・テイビ症候群
103	CFC症候群
104	コステロ症候群
105	チャーシ症候群
106	クリオピリン関連周期熱症候群
107	若年性特発性関節炎
108	TNF受容体関連周期性症候群
109	非典型溶血性尿毒症症候群
110	ブラウ症候群
111	先天性ミオパチー
112	マリネスコ・シェーグレン症候群
113	筋ジストロフィー
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
115	遺伝性周期性四肢麻痺
116	アトピー性脊髄炎
117	脊髄空洞症
118	脊髄髄膜瘤
119	アイザックス症候群
120	遺伝性ジストニア
121	脳内鉄沈着神経変性症
122	脳表ヘモジリン沈着症
123	HTRA 1関連脳小血管病
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
126	ペリー病
127	前頭側頭葉変性症
128	ピッカースタッフ脳幹脳炎
129	癲癇重積型(二相性)急性脳症
130	先天性無痛無汗症
131	アレキサンダー病
132	先天性核上性球麻痺
133	メビウス症候群
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
135	アイカルティ症候群
136	片側巨脳症
137	限局性皮質異形成
138	神経細胞移動異常症
139	先天性大脳白質形成不全症
140	ドラベ症候群

難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病

(1~110は平成27年1月から、111~306は同年7月から、307~330は平成29年4月から、331は平成30年4月から、332~333は令和元年7月から、334~338は令和3年11月から、339~341は令和6年4月から、342~348は令和7年4月から医療費助成を開始)

番号	病名
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
142	ミオクロニー欠伸てんかん
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
144	レノックス・ガストー症候群
145	ウエスト症候群
146	大田原症候群
147	早期ミオクロニー脳症
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
150	環状20番染色体症候群
151	ラスムッセン脳炎
152	PCDH19関連症候群
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
154	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びびてんかん性脳症
155	ランドウ・クレフナー症候群
156	レット症候群
157	スタージ・ウェーバー症候群
158	結節性硬化症
159	色素性乾皮症
160	先天性魚鱗癬
161	家族性良性慢性天疱瘡
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
163	特発性後天性全身性無汗症
164	眼皮膚白皮症
165	肥厚性皮膚骨膜炎
166	弾性線維性仮性黄色腫
167	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群
168	エーラス・ダンロス症候群
169	メンケス病
170	オクシピタル・ホーン症候群
171	ウィルソン病
172	低ホスファターゼ症
173	VATER症候群
174	那須・ハコラ病
175	ウィーバー症候群
176	コフィン・ローリー症候群
177	ジュベール症候群関連疾患
178	モワット・ウィルソン症候群
179	ウィリアムズ症候群
180	ATR-X症候群
181	クルーゾン症候群
182	アペール症候群
183	ファイファー症候群
184	アントレー・ピクスラー症候群
185	コフィン・シリクス症候群
186	ロスムンド・トムソン症候群
187	歌舞伎症候群
188	多脾症候群
189	無脾症候群
190	鱈耳腎症候群
191	ウェルナー症候群
192	コケイン症候群
193	ブラダー・ウィリ症候群
194	ソトス症候群
195	ヌーナン症候群
196	ヤング・シンフゾン症候群
197	1p36欠失症候群
198	4p欠失症候群
199	5p欠失症候群
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
201	アンジェルマン症候群
202	スミス・マギニス症候群
203	22q11.2欠失症候群
204	エマヌエル症候群
205	脆弱X症候群関連疾患
206	脆弱X症候群
207	総動脈幹遺残症
208	修正大血管転位症
209	完全大血管転位症
210	単心室症
211	左心低形成症候群

番号	病名
212	三尖弁閉鎖症
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
215	ファロー四徴症
216	両大血管右室起始症
217	エプスタイン病
218	アルポート症候群
219	ギャロウェイ・モフト症候群
220	急速進行性糸球体腎炎
221	抗糸球体基底膜腎炎
222	一次性ネフローゼ症候群
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
224	紫斑病性腎炎
225	先天性腎性尿崩症
226	間質性膀胱炎（ハンナ型）
227	オスラー病
228	閉塞性細気管支炎
229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
230	肺胞低換気症候群
231	α1-アンチトリプシン欠乏症
232	カーニー複合
233	ウォルフラム症候群
234	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
235	副甲状腺機能低下症
236	偽性副甲状腺機能低下症
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
240	フェニルケトン尿症
241	高チロシン血症1型
242	高チロシン血症2型
243	高チロシン血症3型
244	メーフルシロップ尿症
245	プロピオン酸血症
246	メチルマロン酸血症
247	イソ吉草酸血症
248	グルコーストランスポーター1欠損症
249	グルタル酸血症1型
250	グルタル酸血症2型
251	尿素サイクル異常症
252	リジン尿性蛋白不耐症
253	先天性葉酸吸収不全
254	ホルフィリン症
255	複合カルボキシラーゼ欠損症
256	筋型糖原病
257	肝型糖原病
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
260	シトステロール血症
261	タンジール病
262	原発性高カイロミクロン血症
263	脳腫黄色腫症
264	無βリポタンパク血症
265	脂肪萎縮症
266	家族性地中海熱
267	高IgD症候群
268	中條・西村症候群
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
270	慢性再発性多発性骨髄炎
271	強直性脊椎炎
272	進行性骨化性線維異形成症
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症
274	骨形成不全症
275	タナトフォリック骨異形成症
276	軟骨無形成症
277	リンパ管腫症/ゴーラム病
278	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
279	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
280	巨大動脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）
281	クリッペル・トレノナー・ウェーバー症候群
282	先天性赤血球形成異常性貧血

難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病

(1～110は平成27年1月から、111～306は同年7月から、307～330は平成29年4月から、331は平成30年4月から、332～333は令和元年7月から、334～338は令和3年11月から、339～341は令和6年4月から、342～348は令和7年4月から医療費助成を開始)

番号	病名
283	後天性赤芽球癆
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
285	ファンconi貧血
286	遺伝性鉄芽球性貧血
287	エプスタイン症候群
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
289	クローンカイト・カナタ症候群
290	非特異性多発性小腸潰瘍症
291	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）
292	総排泄腔外反症
293	総排泄腔遺残
294	先天性横隔膜ヘルニア
295	乳幼児肝巨大血管腫
296	胆道閉鎖症
297	アラジール症候群
298	遺伝性膀胱炎
299	嚢胞性線維症
300	IgG4関連疾患
301	黄斑ジストロフィー
302	レーベル遺伝性視神経症
303	アッシュャー症候群
304	若年発症型両側性感音難聴
305	遅発性内リンパ水腫
306	好酸球性副鼻腔炎
307	カナバン病
308	進行性白質脳症
309	進行性ミオクロームステんかん
310	先天異常症候群

番号	病名
311	先天性三尖弁狭窄症
312	先天性僧帽弁狭窄症
313	先天性肺静脈狭窄症
314	左肺動脈右肺動脈起始症
315	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症
316	カルニチン回路異常症
317	三頭酵素欠損症
318	シトリン欠損症
319	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症
320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症
321	非ケト-シス型高グリシン血症
322	β-ケトチオラーゼ欠損症
323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
324	メチルグルタコン酸尿症
325	遺伝性自己炎症疾患
326	大理石骨病
327	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）
328	前眼部形成異常
329	無虹彩症
330	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
331	特発性多中心性キャスルマン病
332	膠様滴状角膜ジストロフィー
333	ハッチンソン・ギルフォード症候群
334	脳クレアチン欠乏症候群
335	ネフロン癆
336	家族性低βリポタンパク血症1（ホモ接合体）
337	ホモシスチン尿症
338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
339	MECP2重複症候群
340	線毛機能不全症候群（カルタゲナー症候群を含む。）
341	TRPV4異常症
342	LMNB1関連大脳白質脳症
343	PURA関連神経発達異常症
344	極長鎖アシル-CoA脱水素酵素欠損症
345	乳児発症STING関連血管炎
346	原発性肝外門脈閉塞症
347	出血性線溶異常症
348	口ワ症候群

令和7年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（376疾病）

※ 新たに対象となる疾病（7疾病）

△ 表記が変更された疾病（2疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	51	潰瘍性大腸炎
2	アイザックス症候群	52	下垂体前葉機能低下症
3	I g A腎症	53	家族性地中海熱
4	I g G 4 関連疾患	54	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)
5	亜急性硬化性全脳炎	55	家族性良性慢性天疱瘡
6	アジソン病	56	カナバン病
7	アッシャー症候群	57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
8	アトピー性脊髄炎	58	歌舞伎症候群
9	アペール症候群	59	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
10	アミロイドーシス	60	カルニチン回路異常症
11	アラジール症候群	61	加齢黄斑変性 ○
12	アルポート症候群	62	肝型糖原病
13	アレキサンダー病	63	間質性膀胱炎（ハンナ型）
14	アンジェルマン症候群	64	環状20番染色体症候群
15	アントレー・ピクスラー症候群	65	関節リウマチ
16	イン吉草酸血症	66	完全大血管転位症
17	一次性ネフローゼ症候群	67	眼皮膚白皮症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	68	偽性副甲状腺機能低下症
19	1 p 36欠失症候群	69	ギャロウェイ・モフト症候群
20	遺伝性自己炎症疾患	70	急性壊死性脳症 ○
21	遺伝性ジストニア	71	急性網膜壊死 ○
22	遺伝性周期性四肢麻痺	72	球脊髄性筋萎縮症
23	遺伝性脾炎	73	急速進行性糸球体腎炎
24	遺伝性鉄芽球性貧血	74	強直性脊椎炎
25	ウィーバー症候群	75	巨細胞性動脈炎
26	ウィリアムズ症候群	76	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
27	ウィルソン病	77	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）
28	ウエスト症候群	78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
29	ウェルナー症候群	79	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
30	ウォルフラム症候群	80	筋萎縮性側索硬化症
31	ウルリッヒ病	81	筋型糖原病
32	HTRA1関連脳小血管病	82	筋ジストロフィー
33	HTLV-1 関連脊髄症	83	クッシング病
34	A T R - X 症候群	84	クリオピリン関連周期熱症候群
35	A D H 分泌異常症	85	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
36	エーラス・ダンロス症候群	86	クルーゾン症候群
37	エプスタイン症候群	87	グルコーストランスポーター1欠損症
38	エプスタイン病	88	グルタル酸血症1型
39	エマヌエル症候群	89	グルタル酸血症2型
40	MECP2重複症候群	90	クロー・深瀬症候群
41	LMNB1関連大脳白質脳症 ※	91	クローン病
42	遠位型ミオパチー	92	クローンカイト・カナダ症候群
43	円錐角膜 ○	93	痙攣重積型（二相性）急性脳症
44	黄色靭帯骨化症	94	結節性硬化症
45	黄斑ジストロフィー	95	結節性多発動脈炎
46	大田原症候群	96	血栓性血小板減少性紫斑病
47	オクシピタル・ホーン症候群	97	限局性皮質異形成
48	オスラー病	98	原発性肝外門脈閉塞症 ※
49	カーニー複合	99	原発性局所多汗症 ○
50	海馬硬化を伴う内側頭葉てんかん	100	原発性硬化性胆管炎

令和7年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（376疾病）

※ 新たに対象となる疾病（7疾病）

△ 表記が変更された疾病（2疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
101	原発性高脂血症	151	紫斑病性腎炎
102	原発性側索硬化症	152	脂肪萎縮症
103	原発性胆汁性胆管炎	153	若年性特発性関節炎
104	原発性免疫不全症候群	154	若年性肺気腫
105	顕微鏡的大腸炎 ○	155	シャルコー・マリー・トゥース病
106	顕微鏡的多発血管炎	156	重症筋無力症
107	高IgD症候群	157	修正大血管転位症
108	好酸球性消化管疾患	158	出血性線溶異常症 ※
109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	159	ジュベール症候群関連疾患
110	好酸球性副鼻腔炎	160	シュワルツ・ヤンベル症候群
111	抗糸球体基底膜腎炎	161	神経細胞移動異常症
112	後縦靭帯骨化症	162	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
113	甲状腺ホルモン不応症	163	神経線維腫症
114	拘束型心筋症	164	神経有棘赤血球症
115	高チロシン血症1型	165	進行性核上性麻痺
116	高チロシン血症2型	166	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
117	高チロシン血症3型	167	進行性骨化性線維異形成症
118	後天性赤芽球癆	168	進行性多巣性白質脳症
119	広範脊柱管狭窄症	169	進行性白質脳症
120	膠様滴状角膜ジストロフィー	170	進行性ミオクローヌスてんかん
121	抗リン脂質抗体症候群	171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
122	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症 ※	172	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
123	コケイン症候群	173	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症 △
124	コステロ症候群	174	スタージ・ウェーバー症候群
125	骨形成不全症	175	スティーヴンス・ジョンソン症候群
126	骨髄異形成症候群 ○	176	スミス・マガニス症候群
127	骨髄線維症 ○	177	スモン ○
128	ゴナドトロピン分泌亢進症	178	脆弱X症候群
129	5p欠失症候群	179	脆弱X症候群関連疾患
130	コフィン・シリズ症候群	180	成人発症スチル病
131	コフィン・ローリー症候群	181	成長ホルモン分泌亢進症
132	混合性結合組織病	182	脊髄空洞症
133	鰓耳腎症候群	183	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
134	再生不良性貧血	184	脊髄髄膜瘤
135	サイトメガロウイルス角膜炎 ○	185	脊髄性筋萎縮症
136	再発性多発軟骨炎	186	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症
137	左心低形成症候群	187	前眼部形成異常
138	サルコイドーシス	188	全身性エリテマトーデス
139	三尖弁閉鎖症	189	全身性強皮症
140	三頭酵素欠損症	190	先天異常症候群
141	CFC症候群	191	先天性横隔膜ヘルニア
142	シェーグレン症候群	192	先天性核上性球麻痺
143	色素性乾皮症	193	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
144	自己食空胞性ミオパチー	194	先天性魚鱗癬
145	自己免疫性肝炎	195	先天性筋無力症候群
146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
147	自己免疫性溶血性貧血	197	先天性三尖弁狭窄症
148	四肢形成不全 ○	198	先天性腎性尿崩症
149	シトステロール血症	199	先天性赤血球形成異常性貧血
150	シトリン欠損症	200	先天性僧帽弁狭窄症

令和7年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（376疾病）

※ 新たに対象となる疾病（7疾病）

△ 表記が変更された疾病（2疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
201	先天性大脳白質形成不全症	251	特発性門脈圧亢進症
202	先天性肺静脈狭窄症	252	特発性両側性感音難聴
203	先天性風疹症候群 ○	253	突発性難聴 ○
204	先天性副腎低形成症	254	ドラベ症候群
205	先天性副腎皮質酵素欠損症	255	中條・西村症候群
206	先天性ミオパチー	256	那須・ハコラ病
207	先天性無痛無汗症	257	軟骨無形成症
208	先天性葉酸吸収不全	258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
209	前頭側頭葉変性症	259	22q11.2欠失症候群
210	線毛機能不全症候群（カルタゲナー（Kartagener）症候群を含む。）	260	乳児発症STING 関連血管炎 ※
211	早期ミオクロニー脳症	261	乳幼児肝巨大血管腫
212	総動脈幹遺残症	262	尿素サイクル異常症
213	総排泄腔遺残	263	ヌーナン症候群
214	総排泄腔外反症	264	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症
215	ソトス症候群	265	ネフロン癆
216	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	266	脳クレアチン欠乏症候群
217	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	267	脳髄黄色腫症
218	大脳皮質基底核変性症	268	脳内鉄沈着神経変性症
219	大理石骨病	269	脳表ヘモジドリン沈着症
220	ダウン症候群 ○	270	膿疱性乾癬
221	高安静脈炎	271	嚢胞性線維症
222	多系統萎縮症	272	パーキンソン病
223	タナトフォリック骨異形成症	273	バージャー病
224	多発血管炎性肉芽腫症	274	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
225	多発性硬化症/視神経脊髄炎	275	肺動脈性肺高血圧症
226	多発性軟骨性外骨腫症 ○	276	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
227	多発性嚢胞腎	277	肺胞低換気症候群
228	多脾症候群	278	ハッチンソン・ギルフォード症候群
229	タンジール病	279	バッド・キアリ症候群
230	単心室症	280	ハンチントン病
231	弾性線維性仮性黄色腫	281	汎発性特発性骨増殖症 ○
232	短腸症候群 ○	282	P C D H 19 関連症候群
233	胆道閉鎖症	283	P U R A 関連神経発達異常症 ※
234	遅発性内リンパ水腫	284	非ケトーシス型高グリシン血症
235	チャージ症候群	285	肥厚性皮膚骨膜炎
236	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
237	中毒性表皮壊死症	287	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
238	腸管神経節細胞僅少症	288	肥大型心筋症
239	TRPV 4 異常症	289	左肺動脈右肺動脈起始症
240	TSH分泌亢進症	290	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
241	TNF受容体関連週期性症候群	291	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
242	低ホスファターゼ症	292	ピッカースタッフ脳幹脳炎
243	天疱瘡	293	非典型溶血性尿毒症症候群
244	特発性拡張型心筋症	294	非特異性多発性小腸潰瘍症
245	特発性間質性肺炎	295	皮膚筋炎/多発性筋炎
246	特発性基底核石灰化症	296	びまん性汎細気管支炎 ○
247	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	297	肥満低換気症候群 ○
248	特発性後天性全身性無汗症	298	表皮水疱症
249	特発性大腿骨頭壊死症	299	ヒルシュスブルング病（全結腸型又は小腸型）
250	特発性多中心性キャスルマン病	300	VATER症候群

令和7年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（376疾病）

※ 新たに対象となる疾病（7疾病）

△ 表記が変更された疾病（2疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
301	ファイファー症候群	351	もやもや病
302	ファロー四徴症	352	モワット・ウイルソン症候群
303	ファンコニ貧血	353	薬剤性過敏症候群 ○
304	封入体筋炎	354	ヤング・シンブソン症候群
305	フェニルケトン尿症	355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
306	フォンタン術後症候群 ○	356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
307	複合カルボキシラーゼ欠損症	357	4p欠失症候群
308	副甲状腺機能低下症	358	ライソゾーム病
309	副腎白質ジストロフィー	359	ラスマッセン脳炎
310	副腎皮質刺激ホルモン不応症	360	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
311	ブラウ症候群	361	ランドウ・クレフナー症候群
312	ブラダー・ウィリ症候群	362	リジン尿性蛋白不耐症
313	プリオン病	363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
314	プロピオン酸血症	364	両大血管右室起始症
315	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）	365	リンパ管腫症/ゴーハム病
316	閉塞性細気管支炎	366	リンパ脈管腫症
317	β-ケトチオラーゼ欠損症	367	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
318	ベーチェット病	368	ルビンシュタイン・テイビ症候群
319	ベスレムミオパチー	369	レーベル遺伝性視神経症
320	ヘパリン起因性血小板減少症 ○	370	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
321	ヘモクロマトーシス ○	371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
322	ペリー病	372	レット症候群
323	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○	373	レノックス・ガスター症候群
324	ペルオキシゾーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	374	口ウ症候群 ※
325	片側巨脳症	375	ロスムンド・トムソン症候群
326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	376	肋骨異常を伴う先天性側弯症
327	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症		
328	発作性夜間ヘモグロビン尿症		
329	ホモシスチン尿症		
330	ボルフィリン症		
331	マリネスコ・シェーグレン症候群		
332	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群		
333	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー		
334	慢性血栓性肺高血圧症		
335	慢性再発性多発性骨髄炎		
336	慢性痔炎 ○		
337	慢性特発性偽性腸閉塞症		
338	ミオクロニー欠神てんかん		
339	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん		
340	ミトコンドリア病		
341	無虹彩症		
342	無脾症候群		
343	無βリポタンパク血症		
344	メーブルシロップ尿症		
345	メチルグルタコン酸尿症		
346	メチルマロン酸血症		
347	メビウス症候群		
348	免疫性血小板減少症 △		
349	メンケス病		
350	網膜色素変性症		

(※) 一覧には代表的な疾病名が記載されており、内含する疾病名までは記載されておりません。

各疾病の詳細については、難病情報センターのホームページ（<https://www.nanbyou.or.jp/>）等を参照ください。

経過的に対象となっている疾病

- 下表の疾病については、障害者総合支援法の対象外となりましたが、対象外となる前日までにすでに障害福祉サービス等*の支給決定等を受けたことがある方は、引き続き利用可能です。

*障害福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業
(障害児の場合は、障害児通所支援と障害児入所支援も含む)

① 平成27年1月1日以降に対象外になった疾病

疾病名
劇症肝炎
重症急性膵炎

② 平成27年7月1日以降に対象外になった疾病

疾病名	疾病名
肝外門脈閉塞症	視神経症
肝内結石症	神経性過食症
偽性低アルドステロン症	神経性食欲不振症
ギラン・バレ症候群	先天性QT延長症候群
グルココルチコイド抵抗症	TSH受容体異常症
原発性アルドステロン症	特発性血栓症
硬化性萎縮性苔癬	フィッシャー症候群
好酸球性筋膜炎	メニエール病

③ 令和元年7月1日以降に対象外になった疾病

疾病名
正常圧水頭症

COCO。 (ここ)

詳しくはこちら



COCO。(ここ)は障がい者アートを活用した事業の愛称です。

提案理由：

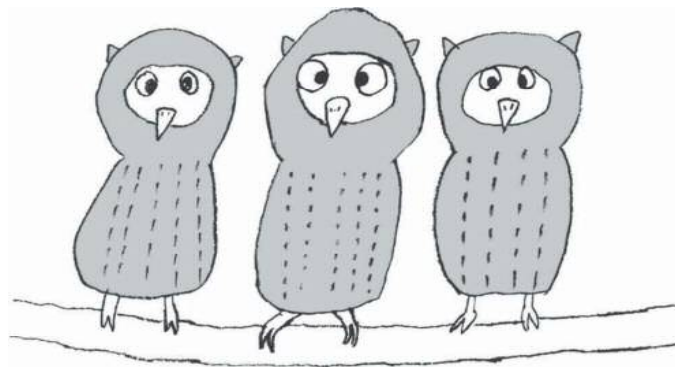
ここ（一関）から障がいのある方たちのアートを発信する場所になるように願いを込めて。CとOの丸い文字が、誰もがやさしい気持ちになるイメージ。

選定理由：

様々な意味を含んだ言葉であり、地域共生社会の実現につながるものと考えられること。

- ・ハワイ語で「絆」
- ・フランス語で「最愛の」「かわいい」「お気に入り」
- ・英語で「CO」は「共同の」などの意

市では、障がいのある方々の個性と能力の発揮や社会参加の促進を図るとともに、障がいの有無に関わらず、市民一人一人が相互に人格と個性を尊重し、支え合い、誰もが生き生きとその人らしく暮らしていける「地域共生社会の実現」を目指すため、障がいのある方が制作したアート作品の展示などに取り組んでいます。



表紙・裏表紙/工房てんとう虫